

Title	近世初期の検地と本百姓身分の形成：慶長六年紀州検地帳の研究
Sub Title	Land survey and the formation of the honbyakusho status : the analysis of the land survey books in Kii-no-kuni in 1601
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.2 (1956. 2) ,p.130(50)- 161(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19560201-0050
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第五集)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560201-0050

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

— 慶長六年紀州檢地帳の研究 —

速水 融

- 一 序論
- 二 紀州藩の成立と慶長檢地
- 三 檢地帳の外形的考察
- 四 分析(一)——土地關係
- 五 分析(二)——農民關係
- 六 結語——近世初期における領主と農民

一 序論

最近における近世初期の檢地及び本百姓形成に關しての研究は著しく進展した。一方においては、太閤檢地をもつて我國における封建制確立の導標となす論理的規定が試みられ、他方においては緻密な個別例に基く實證的研究の進展がみられた事により、この分野における研究の水準は曾つて到達し得た段階を遙かに越えたのである。^(註一)しかし乍ら、これらの研究の進展に拘らず、檢地、本百姓の形成、即ち封建制の確立についての結論は未だ下され得ないのである。その理由とする處は、例えば安良城氏によつて代表される論理

的考察と、宮川氏によつて代表される個別的研究所との距離が猶依然として相當大きい事に起因する。論理的考察がなお一層の史實によつて支持され、個別的研究所が更に地域的に擴充する事により、地方性を止揚して體系化されねばならないと考えられる。筆者のさしあつたの目標もこの間隙を埋める以上のものではない。しかし、從來行われ、考えられて來た近世初期の檢地及び檢地帳の理解は、全面的にそのまゝ容認し得るものであらうかと言ふ點を少し検討してみらなければならない。

第一に、近世初期の「本百姓」に關する理解である。従前の見解に従えば、本百姓は高持百姓と言ふ近世中期以後の同等關係をそのまゝ初期に適應することにより、これを土地保有に基く經濟的な單位とする。しかし、最近の研究では、その役負擔が注目され、役負擔者本百姓となす説が有力となつて來た。^(註二)この事は、本百姓が、少くとも初期においては領主に對して一定の賦役負擔義務を有する社會的身分であつた事を示すものである。従つて前者の場合とは根本的にその規定内容を異にすると言えよう。そして、この場合の賦

役負擔は、本百姓の農奴としての身分を確定するものであるか否か、檢地及び土地保有との關係、賦役の内容を究明する事がその解答を決定するものとみてよい。これらの解明が成される事により初期本百姓形成の意義を知り得るのである。

第二は、主として史料批判の立場からであるが、近世初期の檢地帳評價についてである。檢地帳それ自體については、諸研究所の示す如く、それが舊莊園領主、^(註三)大名の何れもがなし得ず、織豊政權を以つて頂點とする戰國大名獨特の施策であつた點、しかもそれが從來の檢注帳、名寄帳系統のものとは異り、^(註四)さくしきの義にいたつては、さき御檢地の時、けんち帳にかきのり申候もの、さばぎにつかまつり^(註五)と命ずる如く、各筆毎の作職人を登録して行く點、^(註六)不相屆覺悟之輩於在之者、(中略)一郷も二郷も、悉なてきり可仕候、六十餘州堅被仰付、出羽奥州迄をさうニハさせらる間敷候、たとへ亡所ニ成候ても不苦候間、可得其意候、山のおく、海へるかいのつき候迄、可入念事專一候^(註七)と言ふ言葉に最も端的に示される如く、徹底的に強行されている點等において近世初期の歴史の上に占める意義は極めて重要である。しかし、檢地の實際に當つては、領主の目的とした處が全く何の障害もなく圓滑に行われ、従つて檢地帳が諸般の史實をそのまゝに體現しているとする事は早計に失する。況んや檢地帳が村方に殘された散發的な、むしろ偶然的理由によつて殘つたところのものである場合、それらを通じて檢地施行者の權力構造を云々する事は、解決されねばならぬ幾つかの前提をもつて初めて可能なのである。その前提は、最小限次の二つに要約される。

第一は、檢地帳に登録されている名請人の、村落内部における存在形態。第二は、同一領主による、同一年代の、同一地域の檢地帳が同一の基準によつて書かれたものであるか否かについての確認である。この内、第一の點については既に近江地方の檢地帳及び同年代の他の史料に基き、それが從來言われていた様に個々の農民の獨立した土家計を示すものではなく、家族や隣屬農民を示す場合を含む事が明らかになつて來た。然し、殆んどすべての場合、この様な内容を含む名請人の總數は、屋敷地の所持者として登録されている處の農民の數即ち家數をかなり上回つてゐる。この事は一應作職の所有者として登録されている名請人も、その名前を示す場合、種々の理由から、同一家族でありながら異つた名前として示される可能性の非常に強かつたことを物語る。この事は又、當時における村落構造や家族構造の然らしむる處であつたが、この見解を否定せざる以上、當該村落の家族構成を示す史料の存在せぬ限り、檢地帳に登録された名請人をすべて獨立せる家の戸主と見做し、持高を整理集計する事の意味は喪失されるのである。とすれば、この點の確認は檢地帳利用に當つて決定的とも言うべき重要な前提であると言わねばならぬ。第二の點は研究以前の問題であるが、從來の檢地帳研究が多く村方に散在するものによつて進められた結果、同一の檢地に際して檢地帳が全く同一の基準を以つてなされたと言ふは無前提的に考へられたのである。しかしこの點は今一度検討し直す必要がある。檢地條目が制定され、それに基づいた檢地が施行され、檢地帳が作成された近世中期以後についてはこの事は不問に附す事も可能である。しかし、初期においては、未だこの様な制度的な確立がなく且つ在郷の土豪勢力は依然として強固であり、檢地及び檢地帳の作

成に當つては領主も彼等との妥協を必要とする場合の多かつた事が考えられる。然る限り、檢地帳記載が個々の場合によつてかなり異つて来る事も十分豫想し得るのである。

筆者は以上示した様な疑問點をからませつゝ、同一の檢地に基く檢地帳を比較的多く残す處の紀伊の場合を考察する事により、近世初期における封建制成立の本質を捉えんとするものである。本稿においてこの節で示した問題點のすべてが十分に解決されたとは勿論斷じ得ないが、かゝる個別的な研究を積み重ねる事によつて問題の核心へ迫ることは可能となるであらう。紀伊の次には文祿の太閤檢地帳を多く残す伊勢の場合について考察を試みる豫定である。

なお茲に附記せねばならぬのは取扱つた史料についてである。本稿に使用した紀州檢地帳の殆んどは徳川林政史研究所所蔵のものである。この檢地帳が幕藩時代には和歌山藩の手許にあつた事は間違いない。それが維新以後、三重縣、名古屋稅務監督局と渡り最後に昭和初年に同研究所の所蔵するものとなつた。今の様に檢地帳研究の未だ盛にならざる時期に保存に努力され、又淺學の筆者に快く借覽を許された同研究所の所三男氏に深く感謝せねばならぬ。

(註一) 周知の如く安良城盛昭氏による「太閤檢地の歴史的前提」(歴史學研究一六三、四號所收)、「太閤檢地の歴史的前提」(同誌、一六七號所收)の二論文は、我國の封建制Ⅱ農奴制の成立を太閤檢地に求めこの様な政策を打出して行つた織豊政權を封建制成立の二つの途の一つとして刻印する事により、その歴史の意義を認めんとされたものである。その大膽な立論にお

いて當に劃期的であり、事の諸否はともかくとして、研究者に大きな刺戟を與えることとなつた。是に對し、宮川滿氏による一連の勞作、「太閤檢地と家族構成」(ヒストリア八一—一號所收)、「封建制確立期の村落と農民の動向」(滋賀縣立短期大學雜誌B第三號所收)は畿内周邊地方を中心とされるのであるが、惠まれた史料の分析を通じて、主として村落内部の動きを精密に考察されている。この他以上の諸業績に優るとも劣らぬ研究は擧げない程發表されている。それらのすべてを紹介するのは本稿の目的とするところではない。その研究史については北島正元氏が「戦後の農村史研究を回顧して」(史學雜誌六三編一〇、一一號所收)に簡潔にまとめられている。

(註二) 社會經濟史學會昭和二十九年大會における後藤陽一氏の報告、なおこれは現在刊行されていない様であるが、さし當り永原慶二氏の大會參加記「太閤檢地と初期本百姓の性格」(歴史學研究一七四號所收)参照。遠藤進之助「徳川期に於ける『村共同體』の組成」(史學雜誌六四編二號所收)もこの點を強調される。

(註三) 文祿五年(一五九六)石田三成が領内の近江諸村に對して命じた下知。宮川滿「太閤檢地と家族構成(上)」ヒストリア第八號所收より引。

(註四) 「淺野家文書」(大日本古文書家わけ第二)八一—二頁所收の秀吉朱印狀より。なおこれは天正十八年(一五九〇)後述する淺野彈正少弼が秀吉の檢地奉行として奥州檢地施行の際に命ぜられたものである。

(註五) 河井勇之助「近世初頭近江地方檢地帳の研究」(廣島文理科大學史學研究記念論叢所收)宮川滿、前掲論文参照。

二 紀州藩の成立と慶長檢地

本稿において取り扱う檢地帳の殆んどは紀伊國の内、牟婁郡のものである。紀伊一圓は慶長五年(一六〇〇)、淺野幸長の領する處となつた。戦國期の紀州については今茲に詳説する必要はない。たゞ天正十三年(一五八五)、秀吉の紀州征伐が行われ、一應土豪勢力が平定され、織豊政權の下に組み入れられて行つたことを述べておく。それ故に「秀吉の南征以前より奥熊野地方を領有して動かなかつた堀内氏の没落の影響は特に大きく、その麾下の土豪の離散を招いたことは少くなかつた」(小山)と云われる。關ヶ原戦に家康方に組した淺野幸長は甲斐から轉封され、自らは和歌山に據つたが、家臣の淺野左衛門佐忠知を田邊に、淺野右近大夫忠吉を新宮に配して僻遠の牟婁郡地方を支配させた。淺野氏の領有はその後元和五年(一六一九)、徳川頼宣が駿府から移封され、自らは廣島へ轉ずる迄の二十年足らずの短期間であつたが、この間に近世的領有體制はほぼ確立したと見られる。

その最も大きな治績が、慶長六年秋、全領域に互つて施行された檢地であつた。淺野氏以前に檢地が行われた事は伊東氏も羽柴秀長が「天正十三閏八月、小堀新介等を遣して檢地を實施」したとされている。同氏の典據とされた神前文書に次の如きものが見出される。

「其許檢地申付候につゐて小堀新助差越候、百姓罷出庄界何もこ

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

たへおとし無之様に可仕候、提目等之儀新介に申合遣候條成其意諸事新助次第可申付者也、委曲任口上候謹言

美濃守秀長 判

天正十三年壬八月九日

紀州國中總百姓中

これによつて天正十三年に檢地が行われた事はほぼ確實とみられるが、檢地帳やその實施を確證し得る史料は今の處發見されていない。従つてそれが如何なる形態において行われたかについては明らかにし得ない。たゞ天正檢地の結果打出された紀州の石高が二十四萬石餘であつた事を傳えるのみである。

又淺野氏が紀州領有以前に檢地を行つたか否かについては、先に示した史料により天正十八年の秀吉による奥州征伐直後、その地の檢地奉行となつたことを明らかにしうる。しかしこれは自己の領地に對してではなかつた。従つて淺野氏が領主として自己の領域の檢地を行うのはこれが最初であつたと考えられる。

この慶長六年の紀州檢地は、高野山領を除く全紀州の石高を三十七萬六千石餘となし、以後維新に至るまで、紀州においては本田畑の檢地は行われず、この時の石高がそのまま用いられた。元祿十一年に再び檢地が行われたと言ふ説があるがこの時は地誌であり、計算の齟齬を訂正したにとゞまる。慶長の檢地についても施行の實際を直接示すような史料はない。第一にこの檢地に當つては淺野氏と徳川氏との關係は重要であるに拘らず何等知り得ないのである。又、檢地奉行が誰であつたか、間竿の長さ等についても確證を缺く。間竿については「南紀徳川史」に「紀州御領地方は淺野紀伊

守殿御代に拾萬石御打出之所故、一間を六尺三寸と御定被成候^(註五)とあり、又元祿十年「地方仰渡帳」には「竿は先規之通六尺三寸盛込竿を以て寸尺可相改事^(註六)」とあり、六尺三寸竿を用いたことが推測される。しかし「南紀徳川史」の記載は後年のものであり、全面的に支持できない事は次の點からも明らかである。それは檢地奉行に關する記載で、同書によれば「淺野紀伊守幸長は慶長六年丑三月廿四日和歌山之城へ始て引移其後奉行石黒半兵衛を以て國中改候也^(註七)」とあり、これを典據として以後の郷土史及び諸研究は檢地奉行を石黒半兵衛としている。しかし石黒半兵衛は後に見る如く、檢地帳に記載されている檢地役人の一人であり、之を直ちに奉行とすることはできない。むしろ、檢地帳に役人を某々組誰々と記す場合の某々に相當すると考えた方が穩當である。とすれば、牟婁郡檢地帳に出て来る僅か一例にすぎない井上助大夫植田三介と言ふ記載に見られる井上助大夫を檢地奉行と認める方がまだ妥當である。しかし是等の點についての確答は留保せねばならない。

牟婁郡東部の熊野川以東の地域における檢地は同年の九月から十月にかけて行われた。残された檢地帳の日付をみると、九月十八日が最も早く一つの例外を除いて十月十四日以後のものはない。日付を缺くものもあるが、この地方約百カ村をば一ヵ月で終了した。この他散發的ではあるが紀州の他郡の場合もすべて九、十月であるところから、紀州全域に亘つて僅々一二月の間に檢地が完了したと思われる。この事は、檢地の實施に當つて、施行者にかなり多數の人員を要した事を示すのである。第一表(折込別表参照)は殘存する牟婁郡東部——現在三重縣尾鷲市及び熊野市、北牟婁郡及び南牟

婁郡に屬する二帯——の全檢地帳から表題、檢地役人、日付、石高家數等を表示したものである。これにより檢地役人が如何に檢地を實施して行つたかを見よう。たとえばその一人である恒川久左衛門は、九月二十二日に桃崎村(檢地帳番號五四)を行つたのを最初にして以後二十八日波田須村(四二)、十月二日河内村(八)、四日馬瀬村(七)、六日三浦村(六)と五カ村を行つている。新宮に近い北山地方から始め、約二週間を経て次第に東北部へ向つたことが判る。役人毎の檢地村數を出せば、最高は植田三介の十カ村であり、八カ村一人、七カ村一人、六カ村二人、五カ村二人、四カ村五人、三カ村五人、二カ村八人、一カ村九人となる。平均して一人が三カ村を檢地しているのである。尤も實際において一カ村が一人の役人によつて檢地されたか否かは二人を併記する村のある處からも疑問であるが、ともかく三十數人の役人名が見出される事は注意せねばならない。大體において新宮に近い木本以西の平坦部では一人當りの村數が少く、山間部や遠隔地では多くなつてゐる。又一地域を一人の役人が行う場合——例えば舊入鹿庄七カ村は長田衛門太郎一人の檢地であつた——がある一方では、多數の役人が行う場合——例えば舊北山郷十一カ村は九人の役人が行つた——もあり一律には言えない。要するに交通至難のこの地方を迅速に檢地する必要が、この様に役人一人當りの檢地村數を少數に限定したものと考えられる。

檢地はこの年の收穫期直前の九月から十月の間に行われたが、全領域の檢地が完了したとみられる同年十一月には次の如き定書を出し、地方施政の大綱を示している。

「定

一 當年貢納判升の外とりやり一切停止の事
 一年貢之儀は百姓としてはかり渡へし、付口米は相定のごとく一石に付二升宛たるべし、然時はむしろ付の米一切不可出事
 一 當年荒をひらき候所於有之は當春申出す如く當年はつくりとりたるへき事

一 百姓申分於有之は此方へ申べし、理りもなく小百姓一人もはしらせ候は、其ところのおとな百姓曲事たるへき事

一 年貢俵子其郡の船着まで可相届、付代官給人非分於有之者新宮へ、近所は右近大輔所まで可申理候、郡中にては爰元へちかき所は佐衛門佐かたまで可申來事

右條々相違有之候てかくし置にをひては百姓爲曲事者也、仍如件
 慶長六年十一月朔日
 左 京圍
 室郡百姓中

これにより、檢地をまつて淺野氏の近世大名としての領域支配の體制は確立したものとみられる。伊東氏によれば、慶長の檢地は、天正の檢地に際してなお完全に拂拭し得なかつた土豪勢力が「領主に對して領民としての地位を明別され^(註八)」ることにより、なお力を残しつつも漸次その政治的な領主としての地位を奪われて行つたとされている。しかし嚴密に言えば、これは檢地自體の結果ではなくしてそれをまつて示された定書にみる如く、淺野氏が「年貢納判升の外とりやり一切停止の事」として、自己の支配を貫徹させようとした意圖から引き出し得るものである。

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

ところでこの檢地が農民側に對し如何に受け容れられたものかについて見て置く必要がある。前述した様に、淺野氏の入部以前の紀州には各地に土豪が蟠居し、それが秀吉の南征と言ふ軍事的征服を受けたのであるから、彼等にとつて一國の完全なる領主權を有する大名支配は決して望ましいものではなかつた事は當然考えられる。そして伊東氏も認められる如く、淺野氏の入國に至る間においても、紀州の土豪の勢力はなお強固に残つていたから、淺野氏の領有に當つても全く同様の事が言えよう。従つて一般的には、その最も重要な施策である檢地、それに基く處の一連の政策をそのまゝ受取る事はなかつたとみられる。彼等は不満を鬱積させるか、領主をして妥協せしめるかの何れかの途を選んだのである。前者の場合は、同じ紀州の内でも更に特に土豪勢力の強かつたとみられる山間部、殊に牟婁郡北山、尾呂志、入鹿地方を中心とする慶長十八年の一揆となつた。これについては後日稿を改めて考察する豫定であるが、こゝでは後者の場合の事例若干を挙げよう。

第一の例は、安藤精一氏によつて紹介された興味深い記録である。これは和歌山に近い名草郡岩橋村湯橋家の記録であるが、これによると同村の檢地はまず慶長六年、山田平左衛門(牟婁郡にもその名を見せている)によつて竿入れされた。その際それ迄の「田畑帳面等ハ家禮或ハ下作人之名ヲ記候處右竿入人山田平左衛門偏屈^(註九)」とあり、檢地の際の名請が從來とは異つた事、竿入人の「偏屈」なる事を擧げている。安藤氏はこの記載を、從來は家禮、下作人の名を書いてあつたものを、自身(湯橋家)の名を書いたと解釋して居ら

れるが、この「自身」は家禮、下作人を示すものであろう。従来は下作人の名を併記していたものを慶長の際には「當家所持之田畑」をも一般の村民と同じく下作人の名請にしたと解釋しなければ、卒入人が何故「偏屈」であるのか意味が通じないし、「當家所持之田畑」をその家の名請としたのならばこれは何も特筆すべきものではないからである。そしてこの村は更に、如何なる理由か慶長十二年に「百姓共御願申達」の上、再び檢地を受けている。安藤氏は「農民の希望によつて檢地の入直しがなされた」とされているが、ともかくも始めの檢地がそのまま受容されなかつた事に注目されるのである。

第二の例は同じく由緒書系統の記録であるが次の如き記述を見出し得る。即ち牟婁郡賀田村においては、「慶長六年當國大守淺野紀伊守與熊野檢地御定之時、加地彦十郎殿被申候者賀田村檢地之義者、庄屋兵部可任之由被申、依之庄屋兵部賀田村領入棹高二百二十石九斗九升二合檢地相定候也、是賀田村檢地之初也、慶長六年之檢地帳詳也」とあり、字義通りに受取る限り、この村の檢地は庄屋に委任された事になる。この事は檢地の實施にあつて、土豪勢力のなほ強い場合には、彼等は檢地を委任する事によつて妥協せねばならなかつた事を端的に示すものである。この様な傾向は僻遠の牟婁郡の場合殊に強かつたとみるべきである。

しかし以上の記録は何れも後年のものであり、しかも史料の價値の低い由緒書系統のものであるから、これらの點の考察は今後にまたねばならぬ。

以上は檢地の概略である。ではこれに基いた檢地帳の作製過程は

の表題に檢地帳はその形骸をとどめているが、この檢地における近世的な村落の行政的な確定を何等妨げるものではない。

(註一) 伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態」(社會經濟史學一巻七、八號所收)より。この論文は紀州における事例を取扱つて居られる。これによれば、秀吉の平定の結果、羽柴秀長の入部となり、和歌山城代に桑山重晴が任ぜられ、田邊には杉若越後守、新宮には堀内氏善の舊領が安堵され、牟婁郡地方を支配せしめたとされて居り、堀内氏の完全な滅亡は關カ原役をまたねばならなかつた。なお牟婁郡は紀伊半島南部一帯を含む大郡であり、ほぼ中央を區切つて日奥兩熊野に別れ前者の中心に田邊、後者に新宮が置かれた。なお本稿欄筆後小田井弘子「紀州藩の支配形態について」(歴史學研究一八八號所收)が發表された。

(註二) 伊東氏前掲論文より。
(註三) 和歌山縣日高郡役所編『和歌山縣日高郡誌』大正十二年、一六七七頁所收。
(註四) 慶長三年の檢地目録による。『大藏省編大日本租稅志』中篇二七三頁所收。

(註五) 『南紀徳川史』昭和六年版、第十一册一三七頁。
(註六) 『和歌山縣日高郡誌』六六頁所收。
(註七) 『南紀徳川史』第十册三〇九頁。
(註八) この檢地帳数は、當時の村数の全部を占めるものではない。慶長期における正確な村数は不明であるが、後年の村数か

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

如何。これについても現在我々に提供されている材料は皆無である。たゞ尾呂志之内栗須村の檢地帳末尾には「右帳面若山々來ル水帳のこたく少も不相當寫し讀合申候仍而如件 慶長六年丑ノ十二月十日」と言う記載があり、少くも村方に残された檢地帳作製の過程を物語っている。この檢地帳は後年の筆寫本であり、第一表の六八の原本ではない。原本には右の様な記載は見當らないから、これは村方に残された慶長六年の寫本を後年更に寫したものである。この様に、村方に残存する檢地帳が度々寫し替えられた場合が多かつた事は、これを史料として用うる場合に注意を要する點である。現にこの寫本は、一筆毎にどの原本にもないところの石高を記し、逆にどの原本にも見出される丈量間數の記載をしないのである。

徳川林政史研究所に、この様な一つは藩所藏の原本と、村方の寫しとが併存する理由は、牟婁郡の一部が後に新宮藩の管轄に入り、同藩の治政上の必要から村方に残るものの寫本が作られ、それが本藩の原本と共に引繼がれて行つたからであらう。この様に原本と寫本が重複する例はなお若干見出される。

最後に檢地と村落について若干附言しておく。勿論ここに言う村落は行政上の必要によつて規定された村落である。第一表に見る如く、檢地に當つて單位となつた村落はほとんどの近世の村落とその範圍を一にすると言つてよい。ただごく若干の例外として、複合する數ヶ村で一冊の檢地帳が作製されている場合がある。しかしこの様な例は、一〇一冊の檢地帳の内僅か二冊にすぎない。又、檢地帳に後筆で「某村籠ル」と記載したものは、後年分村の行われた事實を物語るものであるが、この例もそれ程多くはない。又近世以前の郷莊名

ら推して全村數の約九割を含むものとみてよい。

(註九) 三重縣南牟婁郡教育會編『紀伊南牟婁郡誌』上巻、大正一四年、二六七―八頁所收のものを、誤讀が多いので和歌山縣編『和歌山縣誌』上巻、大正三年、一六九頁所收、及び『和歌山縣日高郡誌』六五九―六〇頁所收の海士、日高兩郡百姓宛の定書を以つて補正した。しかし何れにも誤讀と思われる節があるので決定的なものではない。

(註一〇) 伊東氏、前掲論文、社會經濟史學一巻八號二八頁。
(註一一) 安藤精一「近世初期紀ノ川下流の農村構造」(紀州經濟史研究叢書第二輯)昭和二十八年、所收の「觀池山法照淨寺來曆」(註一二)『紀伊南牟婁郡誌』上巻、七一七頁所收の賀田村榎本氏累孫遺書。なおこの村の檢地帳は第一表三六である。

三 檢地帳の外形的考察

本論に入る前に、取扱う檢地帳の記載様式について外形的に考察しておく。記載様式の一例として木本村のもの(四五A)が『近世庶民史料所在目録』第三輯の口繪寫眞に掲載されている。ここには向村の例(二五)を挙げよう。但しこれは貼紙類を一切除いた原本の記載様式である。

中ノ村
慶長六年 井上助大夫組
紀州室郡尾鷲内向村御檢地帳
十月七日 植田三介
(美濃小判綴)

村上	上々田 十三間	壹畝廿壹步	左衛門太郎
同	上 田 六間半	十五步	四郎衛門
同	上々田 三間半	壹間六步	孫衛門
(中略)			
居屋敷	三間二尺 茶四斤四出	十五步	やまめ かね松の母
家數合	四拾三間内		
廿貳間	役人	壹間	庄屋
壹間	肝煎	五間	寺
壹間	大工	二間	隱居
貳間	かじけ	壹間	失人あき家
六間	やまめ うは	貳間	寺 庄や下人
茶合	三百八拾九斤七兩		
慶長	六年十月七日		

植田三介(花押)

百一冊の檢地帳すべてが右にみられるような記載をするわけではない。後にみる如くそこには重要な差異が見出されるのであるが、それらは後にゆずる事とし、今原本に共通する特徴を挙げよう。

第一に、各筆毎の丈量・面積の記載をするが石高を記していない。尤も寫本の中に記載をするもののある事は既に觸れた如くである。しかし原本に關しては一切ないのである。

第二に、右の結果として末尾の各位付別田畑の面積・石高は本帳には書かれず、貼紙に記載されている。この貼紙が何年のものである

か確認し得る材料はないが、紙質、書體、印形等から推して檢地當時乃至その直後であつたと考えられる。前記の後年の寫本にみられる慶長六年十二月に和歌山から来た水帳の通りに寫したと言ふ記載は、これらの貼紙に書かれていた記載の後にある事は、少くも檢地帳が完成して村方へ廻される時には貼紙を附せられていた事を推測させるが、遙か後年の寫本であるから決定的な裏付けとはならない。しかし遅くとも慶長十年以前になされた事は、同年の紀州の指出高が三十七萬四千石(註二)であり、これは以後の紀州の本田畑高となつてゐること、そして各村の檢地帳貼紙の石高が、以後の各村の本田畑高となつてゐることからも確實であると言へる。

第三は、面積の記載についてである。ここでは大半の單位は全く見られず、通例の反畝歩によつてゐるが、歩の單位が三の倍數に整理されている事に注目される。この場合當初からその様に整理された數を記すものと、後筆で訂正したものがある。訂正の年代も貼紙同様明らかでないが、大體同時期とみられる。これは面積から分米を算出する際の便宜に基づくものと思われる。

以上が共通して見られる記載上の特色であるが、これらは差當り重要な事ではない。重要なのはむしろ各檢地帳間に見出される記載上の差異である。たとえば、ある檢地帳では表紙にその村の前之高、家數、新宮からの距離等を記してゐる。(註三)又前之高と同じ内容を示すと思われる先高の記載を表紙裏に貼紙してあるのも見出される。これらの記載は研究者にとつて貴重であるがその數は多くない。又、向村の例で示した末尾の記載も一樣ではない。家數の内譯をその様に詳細に記すものもある一方では、甚だ簡單なもの、更には表紙へ

簡単に記すものがあり、決して一律ではない。

ではこの様な記載様式の差異は何によるのか。まず考えられる地域別の差異は、整理の結果全く見出されない事が判つた。この差異は檢地帳の表紙に記載され末尾に署名花押を附した檢地役人によるものなのである。たとえば、林次郎右衛門が檢地役人となつた諸村の檢地帳(一四・一五・一六・一七・一八・三〇・四〇・五三)はすべて註に示した引本村の場合と同じく表紙に前之高等の記載をしている。他の場合も同一の檢地役人は同一の記載様式によつてゐる事は整理の結果明白となつた。これらの差異については後に述べる如く、單に記載上のみでなく、村落における土地農民の捉え方にまで及んでいる事は注目されねばならない。

第一表にみる如く、殘されている牟婁郡檢地帳はすべて原本であるわけではない。寫本の數は筆者の曾つて現地探訪したもの一冊を含めて九冊となつてゐる。寫された年代は寛文・元祿のものが一冊ずつ、残りが幕末期のものである。これらの寫本が原本の姿を全く忠實に傳えているものであるか否かについては既に觸れた如く多分に疑問である。しかもこれにはかなり重要な疑問を含むものがある。ここで寫本においては王として原本のみを取扱うこととしたい。勿論、寫本の數が原本に比して壓倒的に少く、それを除外する事によつて立論上の支障とはならないからに外ならぬ。

(註一) 『大日本史料』第十二篇之三、七一頁所收の「國主城

主記」に、「紀伊和歌山、慶長五年三十七萬四千石(慶長十年)淺野紀

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

伊守幸長」とある。この慶長五年と言ふ記載は當然六年の檢地施行以前であるから、五年に三十七萬石餘の打出しがあつたとは考えられない。これは恐らく淺野氏の紀州移封の年を指すものであらう。

(註二) たとえば引本村の例(一五)をみると、

「一前之高六拾八石貳斗四升七合

一家四拾貳家之内(七家八家)

一在所者中新宮へ道のり拾六里但伊勢之方

四 分析(一)——土地關係

既に例示した如く、紀州の慶長檢地帳はすべて二種類の記載内容を有している。一つは土地に關するものであり、各筆毎の所在小字名、位付、間數、面積、名請人の記載、及び貼紙で示されたその集計から成る。他の一つは農民に關するもので、これは末尾の家數の内容記載である。檢地はその多くが字義通り領主による土地の調査を最大の目的とするものであつた。しかし紀州の檢地帳はそればかりではなく、領主による農民の調査をも併せ記してゐる。この事は初期における近世領主の支配權の確立がただ單に檢地を通じての土地生産力の把握にあり、農民は土地を媒介としてのみ領主に捉えられるものであるのではなく、土地を媒介としない處の農民に對する直接の隷從關係——それが實現するしないの如何にかかわらず——の設定を片面において伴つてゐるものであると言ふ筆者の考えを裏付けるものである。勿論この事は地域的に紀州と言ふ特定の地

いが、今後における研究の進展は各地で形態は異なるかも知れないが同様な支配権確立の實例を見出し得るものとみられる。最近における研究の動向はそれを暗示させるものがある事は明らかである。ともかく、紀州検地帳を分析するに際し、この二つの面に注目する必要がある。本節においてはこの内土地關係について論ずることとした。

〔名請〕 検地帳の土地に關する記載から何を引き出し得るか——は今日なお決定に困難な問題であると言つていい。多くの研究に見られる名請人別に整理した持高の一覽表が、直ちに、無前提的に當時における農民層分化の指標となるか否かについても最近の研究は疑問を投げかけている。何故ならば、名請人として登録されている農民がすべて獨立した家の戸主名ではないからである。それらには隷屬農民や、獨立化した家の戸主名ではないが、最近の研究水準から言へばもはや常識となつた。その結果、名請人の数は屋敷地の所持者として登録される家持ちの農民數を遙かに上廻り、家を持たざる所謂「ヤ住農民の存在を殆んどすべての地域の検地帳について見出し得、論じられることとなつたのである。

紀州検地帳の場合もほぼ同様の事實を見出すことができる。第二表(次頁)は各村の名請人の種類別一覽である。これにより、名請人總數の内、他村からの入作を除いて、屋敷地を有する者は二割乃至八割、平均六割弱であり、残りは田畑のみの所持者として登録されていることが判る。これを如何に解釋するか、他地方の事例を當てはめ、隷屬農民、血縁家族となすことが妥當であるか否かはこの場合簡單には決め得ない。ただこれらのすべてを獨立した家の戸主とは

認め得ないことは、後年の家數比較からも明らかである。しかしだからと言つてそれらをとにかくも一定の土地に作職を持つ「ヤ住農民——獨立しつつある——とする事もなお早計に失する。屋敷地を持たざる名請人は、次の三つの可能性を示すものである。即ち、第一は、通例言われるところの「ヤ住農民、この場合は一般的には隷屬農民である。第二に獨立しつつある血縁家族、第三は、屋敷地を持つ農民の異稱、或いは獨立するとは限らない「家族名」そして紀州検地帳の場合、この何れであるかを示す材料の除外は、決定を不可能としているのである。村落内部の家族關係を示す史料の見出されぬ限り、この問題の解明にとつては決定的な致命傷となるであろう。それ故、本稿においては、最も重要な問題の一つたるべきこれらの點については、一切割愛せねばならないのである。従つて又、検地帳を通じての農民の持高別——階層別構成についても同様に全く觸れずにおく。

〔石盛〕 検地帳のみから右に述べたような理由により、土地を通じての社會關係を探り得ないとするならば、視點を變えて、土地そのものの考察を下す事が妥當であると言へる。そこでまず土地生産力についてみよう。検地帳に現われた土地の種類は、上々田・上田・中田・下田・下々田・上山田・中山田・下山田・下々山田・見付田・上々畑・上畑・中畑・下畑・下々畑・中山畑・下山畑・下々山畑・切畑・見付畑・燒畑・屋敷の二十二種であり、田方と屋敷が米の、畑方が大豆の石高で表示されている。尤もこの石高表示が原本に書かれず貼紙によることは既に述べた。この他、茶・桑・紙・漆がそれぞれの比率で米に換算され、村高に組み込まれている。鹽

第二表 名請人種類別一覽

合	地域区分				計	(A)名請人總數	(B)他村からの入作	(C)田畑及屋敷地の名請人	(D)屋敷地のみの名請人	(E)田畑のみの名請人	(F)(C)+(D)-(A)-(B)
	IV	III	II	I							
以上小計	以上小計	以上小計	以上小計	以上小計	以上小計	以上小計	以上小計	以上小計	以上小計	以上小計	以上小計
104	13	25	38	76	104	13	25	38	76	104	13
大行九早 會野鬼田 村村村村	鶴渡野 村	井田 村	神野佐小大 山口渡坂俣 村村村村	舟中上河馬 津里里内瀬 村村村村	104	13	25	38	76	104	13
104	13	25	38	76	104	13	25	38	76	104	13

〔備考〕 明家、失人等の記載の處置如何により、(C)(D)の合計が第一表の家數と合致しない村もある。
地域区分 I は北部農村地帯、II は山間部、III は新宮近傍の農村、IV は中部の沿岸村落である。

第三表 石盛一覽表 (單位反當り石)

		石盛 (カッコ内は地敷)					石盛 (カッコ内は村敷)				
上	々	一・七五(三)	一・七三(三)	一・五(三)	一・六(三)	一・六(一)	一・五(一)	一・五(一)	一・四(一)	一・四(一)	
中	田	一・五(三)	一・四(三)	一・三(三)	一・二(三)	一・五(一)	一・三(一)	一・二(一)	一・一(一)	一・一(一)	
下	々	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	
下	山	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	
下	山	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	
見	付	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	
屋	敷	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	一・一(一)	

は海岸の數カ村にみられるが、鹽田として記載されず村高の中へは編入されていない。同様にみかんの木(柑子)が調査されているにも拘らず、これは村高には關係を有しない。第三表は九十一カ村における夫々の石盛を示した。これにより、田畑の位付による石盛は後年の標準となつた所謂三下りの原則とはかなり異つてゐる事が判る。概して言えば、田畑とも上々、上、中、において高く、下、下々では相對的に低くなつてゐる。同じ位付の田畑でも村により若干の相違があるが、大體は太字で示した數値に收斂してゐる。この石盛は同年代の他地方と比較して低いとは言えない。特に牟婁郡のこの地方が、温暖の地であるとは言え、山と海に圍まれた平野に乏しい地域であることを考えれば、この檢地がかなり苛酷なものであつた事を推測させる。それ故にこそ十餘萬石の打出しが可能となつたのであろう。

「反當收量」では各村の田畑の平均反當生産力は如何であつたらうか。この際に、村高から茶、桑等の換算石高を引き、又屋敷地を一應非耕地と假定して、これらを除いた反別、石高を基にして算定をせねばならない。第四表はそのような操作を経て作製された平均石盛別の各地域における村落一覽表である。これにより長期における牟婁郡の反當石盛は田において一・二五石、畑において〇・九四石である事が判明した。そして大體に言つて田畑ともその平均石盛は北東部の粉本尾鷲方面においてやや高く、南部に行くに従つて低いのである。その偏差はそれ程高いものではないが、村によつては屋口村(一四)の如く、田の反當平均が一・五八石に達する處もある。この村の田の内譯をみると上田(石盛一・六)二町一畝三

第四表 反當石盛別村數一覽表

(畑)		(田)	
地域	平均(石)	地域	平均(石)
北部沿岸地帯	一・〇四	北部沿岸地帯	一・三三
粉本	一・〇五	粉本	一・三三
尾鷲	〇・九二	尾鷲	一・三三
中部沿岸地帯	〇・八五	中部沿岸地帯	一・三三
北山	一・〇〇	北山	一・三三
尾志・入鹿	〇・九四	尾志・入鹿	一・三三
南部沿岸地帯	〇・八三	南部沿岸地帯	一・三三
相野	〇・九六	相野	一・三三
計	〇・九四	計	一・三三

步、中田(一・四五)四反九畝二十四步、下田(一・一)二畝十二步となつて居り、その殆んどが上田によつて構成されている事が判る。

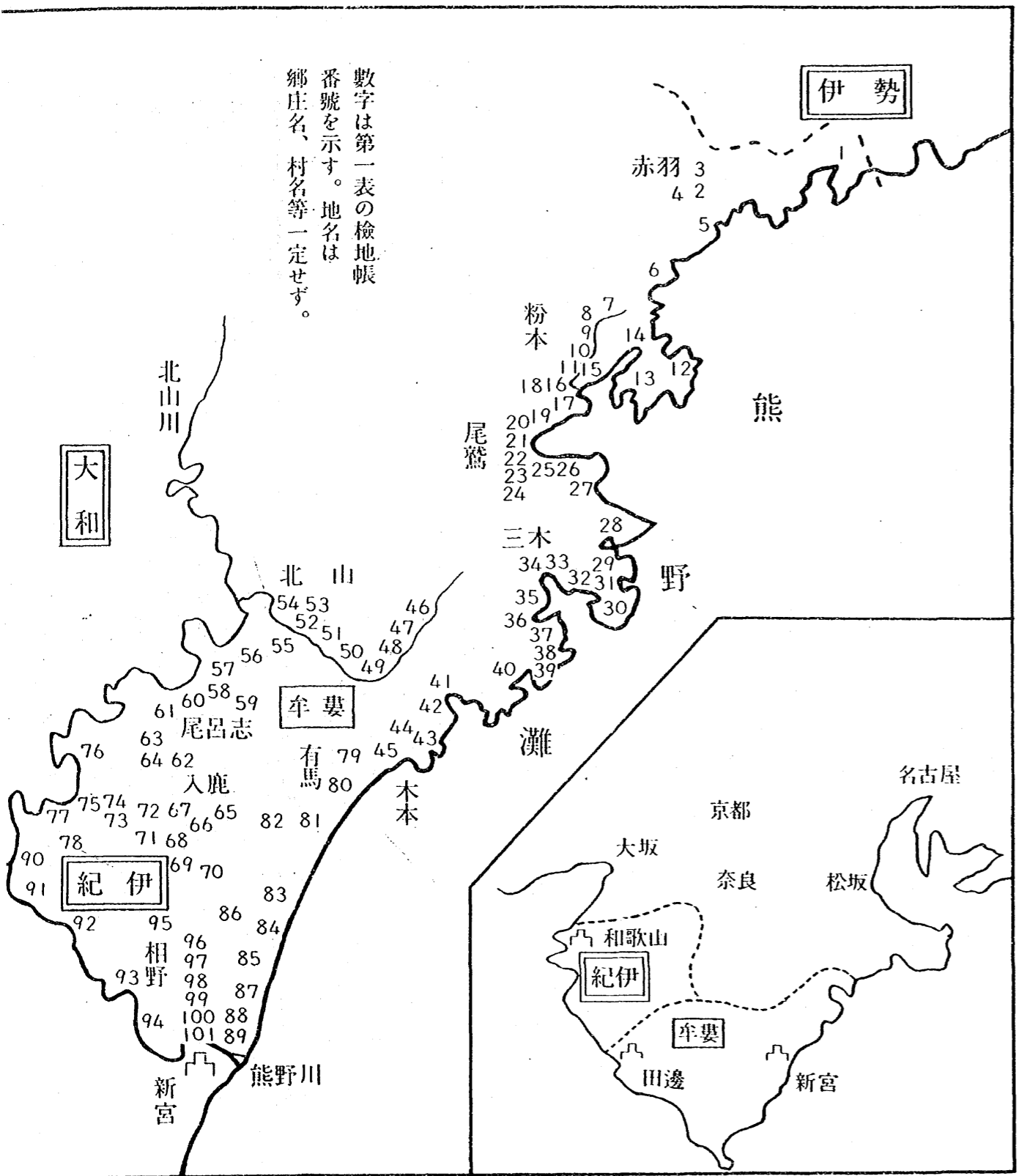
ところでこのような平均石盛、或いは石盛一般をそのまま當時における土地生産力の表現として受取ることが出来るであろうか。勿論土地の絶對的な良否が石盛に反映される事は疑う餘地もない。第四表(前頁)から歸結する限り、中部沿岸地帯の地形的に不利な諸村において平均石盛が低くなる事は當然豫想される處であつた。しかし、このような土地の自然的條件の差異のみが、石盛を決定的ならしたとする事はできない。それは檢地役人の意思に基いて下された生産力評價であり、彼の態度如何が、平均石盛の上にかなり重要なウエイトを占めるであらう事は、殊にこの檢地帳が慶長期のものである事からも想像に難くない。そこで檢地役人別に各村の平均石盛を整理した結果、次の如き興味深い成果を得た。即ち平均して最も高い石盛を出す檢地役人は林次郎右衛門であるが、彼の行つた檢地帳七冊についてみると一・四六石乃至一・五八石、平均一・五二石であるのに對し、最も低い植田三介の場合、十カ村の平均は〇・九六石乃至一・二八石、平均一・一一石となつて居る。後者が主として中部沿岸地帯を檢地している事は打出す平均石盛を低くしたに相違ないとしても、同じ地域において植田の行つた場合(下松村(三〇))には、一・五七石と非常に高くなつて居る事に氣づく。隣接の三木浦(三一)は一・一一石、早田村(二九)は〇・九六石なのである。これは最も極端な場合であるが、同様な事は同じ林の行つた二本島村(四〇)の場合に一・四九石と、周辺の村よりもか

なり高くなつて居る事からも汲み取れる。そして、比較的多數の檢地役人が見られる北山地方の平均石盛が村により相當の差異を示している事、逆に、同一の地域を同一の檢地役人が行う場合には、先に見たように比較的同一の値に接近しているのである。この事はそれぞれの村の平均石盛が單にその土地の自然的條件のみによつて決められるのではなく、實は檢地役人の主觀的判斷、更にはそれらの村の檢地に對する對應形態等を合せた上で數値となるものである事を示すのである。即ち先に述べた如き例——檢地をその村の土豪に委すと言つた場合——が眞實であるとするならば、そのような形態で檢地が行われる場合と然らざる場合とは石盛と言ふ個々の人々の下す判斷に大きく影響し、規制して行つた事を認めざるを得ないであらう。

このように檢地役人による差は、田畑の位付の上にも示される。たとえば、田についてみると、植田三介は十カ村の内二カ村に上々田を缺くのみで、残りの八カ村には上々田から下々田に至る五階級の位付をなし、林次郎右衛門は七カ村の内一カ村に上々田を記すのみであり、下々田は一村もない。是等の事はその村に現實に上々田、下々田が有つたか否かと言ふ事よりも、むしろ檢地役人の考える基準の相違によるものと考へた方が妥當である様に思われる。

以上はすべて耕地の内、田について見て來た。畑についても田程顯著ではないにせよ同様の傾向を見出すことができる。これらの事情を考え合わせれば、檢地帳に示される石盛を無前提的にその土地の生産力として受取る事の危険性を知るのである。初期においては未だ制度的に完備せず、檢地の實際の施行者の個人差

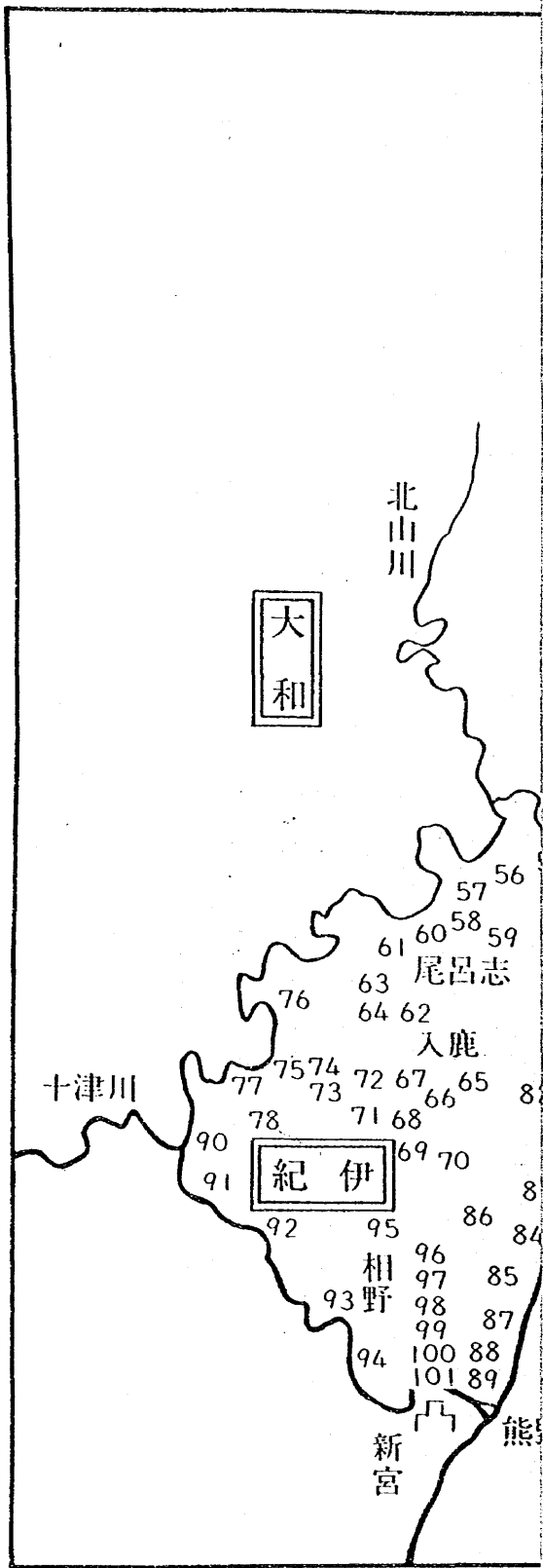
紀州牟婁郡東部略圖(現三重縣南・北牟婁郡及び尾鷲・熊野市)



數字は第一表の檢地帳番號を示す。地名は郷庄名、村名等一定せず。

第一表 牟婁郡東部慶長檢地帳一覽

番號	表題	日付	檢地役人	現位置	石高	家數	備考
一	紀州室郡之内錦村御檢地帳	慶長・二〇・三	近藤平十郎	北・錦町	一三四・五七三	四	
二	紀州室郡赤羽内中切村前山村御檢地帳	二〇・六	松原左平次	赤羽村中桐・前山	四九六・五七四	八	後筆「江龍村籠ル」
三	紀州室郡赤羽村内十才村御檢地帳	二〇・六	坂井又吉	重須・江龍	二〇七・五二三	四	
四	紀州室郡赤羽村内大原村御檢地帳	二〇・六	近藤平十郎	大原	一四一・〇一〇	三	
五	紀州室郡之内海野村御(檢地帳)	二〇・六	恒川久左衛門	三野瀬村海野浦	一七四・九六一	四	後筆「道瀬村籠ル」
六	室郡鬼本之内みうら村御檢地帳	二〇・六	船津村馬瀬	三浦・道瀬浦	一五九・三三四	二	
七	室郡鬼本之内河内村御檢地帳	二〇・四	河内	河内	二五四・四五六	二	
八	室郡相賀之内上里村御檢地帳	二〇・二	堀田與三	上里	一八三・三九五	二	
九	室郡相賀之内中里村御檢地帳	二〇・三	加治彦十郎	中里	三九三・一七六	六	
一〇	室郡相賀之内舟津村御檢地帳	二〇・吉	堀田與三	船津	一四六・二五四	三	
一一	室郡勝浦村御檢地帳	二〇・五	堀田與三	桂城村島勝浦	三九五・四二二	五	
一二	室郡尾鷲内須賀利村御檢地帳	二〇・一	加治彦十郎	須賀利村	二〇・九三二	七	
一三	室郡粉本之内屋口村御檢地帳	二〇・吉	林次郎右衛門	引本町矢口浦	七八二	五	元祿十一年の寫本
一四	室郡粉本之内引本村御檢地帳	二〇・七	林次郎右衛門	引本浦	一〇四・八四九	一五	
一五	室郡粉本之内小山村御檢地帳	二〇・一	相賀町相賀	相賀町相賀	一三四・九七九	四	
一六	室郡粉本之内便山村御檢地帳	二〇・三	相賀町相賀	便山	三六一・六四四	八	
一七	室郡之郡粉本之内山崎村御檢地帳	二〇・五	尾鷲町水地浦	尾鷲町水地浦	二八・四三三	四	
一八	室郡之郡粉本之内山崎村御檢地帳	二〇・四	尾鷲町水地浦	尾鷲町水地浦	九三・六九六	六	
一九	紀州牟婁郡尾鷲内水地村御檢地帳	二〇・五	中村源内左衛門	尾鷲町水地浦	四四・〇二四	二五	
二〇	紀州牟婁郡尾鷲内天満村御檢地帳	二〇・五	中井浦	天満浦	三三・〇七三	一六	
二一	室郡尾鷲内堀村中井村御檢地帳	二〇・六	門田茂右衛門	中井浦	三五・二六八	一	
二二	室郡尾鷲内野路村北村御檢地帳	二〇・三	新保角大夫	南浦	五五・八八八	一五	後筆「南村ノ内に林村も」
二三	紀州牟婁郡尾鷲村中川御檢地帳	二〇・五	中村源内左衛門	南浦	五五・八八八	〇	南村と合冊
二四	紀州室郡尾鷲之内矢野濱村御檢地帳	九・七	新保角大夫	矢之濱	五五・〇八七	九	
二五	紀州室郡尾鷲之内向村御檢地帳	二〇・七	植田三介	向井	一五・二三三	四	
二六	紀州室郡尾鷲之内大曾禰村御檢地帳	二〇・五	植田三介	大曾根浦	三〇・〇三三	一五	
二七	紀州室郡尾鷲内行野村御檢地帳	二〇・六	行野浦	行野浦	六・六〇八	九	
二八	紀州室郡九鬼村御檢地帳	二〇・三	九鬼村九木浦	九鬼村九木浦	四七・〇五六	四	
二九	紀州室郡早田村御檢地帳	二〇・三	早田浦	早田浦	八・八九九	七	
三〇	室郡之内下松村御檢地帳	九・六	林次郎右衛門	南・北輪内村盛松浦	四・六九〇	七	
三一	紀州室郡三木浦御檢地帳	二〇・一	植田三介	三木浦	四八・二五一	三	
三二	紀州室郡三木之内小脇村御檢地帳	二〇・二	小脇	小脇	五・〇四五	二	
三三	紀州室郡三木之内永原村御檢地帳	九・六	名柄	名柄	六六・九七二	三	
三四	紀州室郡三木村御檢地帳	九・六	三木里浦	三木里浦	一九・八三四	七	
三五	紀州室郡之内古江村御檢地帳	九・元	近藤平十郎	南輪内村古江浦	六九・七四五	三	
三六	室郡有馬庄内賀田村御檢地帳	九・吉	加治彦十郎	賀田	三三〇・九九三	八	



第七表

檢地役人別各村家數内譯一覽表

村人	村名(檢地帳番號)	家數	内	譯
近藤平十郎	錦野(一)	四一	役人二九、庄屋・ありき二、ねき一、寺一、後家・下人八	
	海野(五)	一四	役人七、庄屋・ありき二、寺一、後家・下人四	
	古江(三五)	二一	役人一二、庄屋・ありき二、寺一、後家・下人四	
	小侯(四七)	一六	役人九、庄屋・ありき二、後家・下人五	
松原左平次	中切(二)	八八	寺一、いんきよ・うば三〇、下人二	
	新山(四一)	六九	寺二、後家・うば一九、下人一	
	和鹿(五二)	一七	寺一、いんきよ・うば六	
坂井又吉	十才(三)	四三	寺一、かぢ屋一、後家・おうち一二、ありき二、庄屋一	
	大原(四)	三一	寺一、後家・おうち・隠居一三、ありき二、庄屋一	
	井土(七九)	五七	寺六、神主二、座頭二、隠居・後家・おうち一六、荒やしき一	
恒川久左衛門	みうら(六)	二四		
	馬瀬(七)	三五		
	河内(八)	二六		
	波田須(四二)	二八		
	もさき(五四)	四四		
	上里(九)	六一	後家・いんきよ二二、寺二、下人三、庄屋・ありき二	
	勝浦(一二)	七一	いんきよ・後家二六、寺一、庄屋下人二、かぢ一、庄屋・ありき二	
堀田興三	梶加(三八)	一三	庄屋下人一、庄屋・ありき二	
	須野(三九)	一二	かぢ二、後家一、寺一、下人一、庄屋・ありき二	
	神山(五一)	五四	ちい・後家一一、そま二、寺二、下人三、ありき一、庄屋一	
加治彦十郎	中里(一〇)	三〇		
	舟津(一一)	五六		
	賀田(三六)	八五		
	大俣(四六)	五五		
	佐渡(四九)	二〇		
	屋口(一四)	一五	寺一、後家一	
	引本(一五)	四二	寺一、後家七	
	粉本(一六)	八二	寺六、後家八	
林次郎右衛門	小山(一七)	三四	寺一、後家四	
	山(一八)	一八	寺一、後家四	
	下松(三〇)	二七	寺一、後家三、失人四	
	二喜嶋(四〇)	八四	寺二、後家一六	
	寺谷(五三)	七八	寺二、後家九	
中村源内左衛門	水地(一九)	二五	寺一、大工二、やまめ・おうし七、かぢ一	
	天満(二〇)	一六	寺一、大工四、やまめ・おうし四	
門田茂右衛門	小泊(四三)	四四	寺二、明屋一、やまめ・おうし二九、禰宣一	
	堀中井(二一)	一六九	大工一五、おか六、寺庵一一、かぢ五	
	野路(二二)	一二五	大工九、かぢ三、おか二、後家一五	
新保角大夫	矢野濱(二四)	九七	大工九、かぢ一、寺一、後家五	
	曾禰(三七)	五七	大工一、かぢ一、寺一、後家七	
	野口(五〇)	一一	寺一、うせ人明家一	
	向(二五)	四三	役人二二、庄屋一、肝煎一、大工一、かぢ二、やまめ・うは六、幸五、隠居二、失人あき家一、寺庄屋下人二	
	大曾禰(二六)	一五	役人七、庄屋一、隠居一、後家三、寺一、大工二	
	行野(二七)	九	役人五、庄屋一、寺一、うは二	
	九鬼(二八)	四三	役人二二、庄屋一、肝煎一、寺三、隠居五、後家うば四、かぢ二、腰引一、庄屋下人一	
	早田(二九)	七	役人四、庄屋一、寺一、やまめ一	
植田三介	三木浦(三一)	二二	役人一一、庄屋一、隠居三、家後三、寺一、鍛冶一、庄屋下人一、かぢけ一	
	小脇(三二)	二	役人一〇、肝煎一	
	永原(三三)	二二	役人一〇、庄屋一、肝煎一、後家うば四、大工一、かぢ二、隠居二、寺一	
	三木(三四)	七六	役人三一、隠居一二、後家一二、庄屋一、寺一、紺屋一、大工四、鍛冶一、神主一、庄屋下人五、山伏一、かぢけ三、座頭一	
	小坂(四八)	一七	役人七、庄屋一、肝煎一、隠居一、祖母三、禰宣一、寺一、庄屋下人一、腰引一	
嶋彦右衛門	大泊(四四)	三〇	寺二、こけ五	
	大井谷(四五)	七	寺一、ちい一	
足助久市郎	赤木(六二)	一八	庄屋一、うば・後家三、寺・こしぬけ二、下人一、あるき一、本家一〇	
	平谷(六三)	四二	庄屋一、うは一二、隠居・寺四、下人・小奉公人三、あるき一、おか引一、本家二〇	
	長尾(六四)	三三	下人三、ありき一、うは七、おか引一、寺隠居二、庄屋一、本家一五	
	木本(四五A)	二二	大工三、寺五、奉公人下人三、うは・隠居一五、みこかねたき二、庄屋・ありき二、かこ舟方三〇、山方分二〇	
	赤倉(五七)	二二	うは・後家一七、寺一、善門一、下人三、かこ三、百姓二三	
和田五郎左衛門	尾川(五八)	五四	庄屋一、ありき一、庄屋・下人一、おうし二、うは五、寺一、百姓一一	
	粉所(五九)	二五	おうし五、神主一、うは一二、寺二、大工一、庄屋一、ありき一、下人三、かゝえ者三、百姓二六	
	長井(六〇)	二六	庄屋一、ありき一、おうし四、うは一〇、寺一、奉公人一、百姓七	
	小森(六一)	二六	おうし一、うは九、寺二、庄屋一、ありき一、下人二、百姓一〇	
	坂本(六五)	三〇	おうし五、うは九、ありき一、庄屋一、寺一、神主一、下人二、渡守一、百姓五	
矢野九郎右衛門	上野(六六)	五八	後家三、寺一	
			後家六、寺三	

(内譯け記載せず)

(内譯け記載せず)

氏名	官職	名	年	備考
新保角大夫	野口	野口(五〇)	一一	大工九、かち三、まか二、後家一五
	曾	曾(三七)	五七	大工九、かち一、寺一、後家五
	向	向(二五)	四三	大工一、かち一、寺一、後家七
	大曾	大曾(二六)	一五	寺一、うせ人明家一
	行野	行野(二七)	九	役人二二、庄屋一、肝煎一、大工一、かじけ二、やまめ・うは六、幸五、隠居二、失人あき家一、寺庄屋下人二
	九鬼	九鬼(二八)	四三	役人七、庄屋一、隠居一、後家三、寺一、大工一
	早田	早田(二九)	七	役人五、庄屋一、寺一、うは二
	三木	三木(三一)	二二	役人二二、庄屋一、肝煎一、寺三、隠居五、後家うは四、かじけ二、腰引一、庄屋下人一
	小脇	小脇(三二)	二	役人一、肝煎一
	永原	永原(三三)	二二	役人一〇、庄屋一、肝煎一、後家うは四、大工一、かち二、隠居二、寺一
	三木	三木(三四)	七六	役人三一、隠居一、後家一二、庄屋一、寺一、紺屋一、大工四、鍛冶一、神主一、庄屋下人五、山伏一、かじけ三、座頭一
	小坂	小坂(四八)	一七	役人七、庄屋一、肝煎一、隠居一、祖母三、彌宣一、寺一、庄屋下人一、腰引一
鶴彦右衛門	大井	大井(四五)	三〇	寺二、こけ五
	赤木	赤木(六二)	一八	寺一、ちい一
足助久市郎	赤谷	赤谷(六三)	四二	庄屋一、うは・後家三、寺・こしぬけ二、下人一、あるき一、本家一〇
	長尾	長尾(六四)	三三	庄屋一、うは一二、隠居・寺四、下人・小奉公人三、あるき一、おか引一、本家二〇
	木本	木本(四五A)	二二	下人三、ありき一、うは七、おか引一、寺隠居二、庄屋一、本家一五
	赤倉	赤倉(五七)	二二	大工三、寺五、奉公人下人三、うは・隠居一五、みこかねたき二、庄屋・ありき二、かこ舟方三〇、山方分二〇
	尾川	尾川(五八)	二五	うは・後家一七、寺一、善門一、下人三、かこ三、百姓二三
	粉所	粉所(五九)	二五	庄屋一、ありき一、おかし四、うは一〇、寺一、奉公人一、百姓七
	小森	小森(六一)	二六	おかし一、うは九、寺二、庄屋一、ありき一、下人二、百姓一〇
	坂本	坂本(六五)	三〇	おかし五、うは九、ありき一、庄屋一、寺一、神主一、下人二、渡守一、百姓五
矢野九郎右衛門	上野	上野(六六)	五八	後家三、寺一
	片河	片河(六九)	一〇	後家六、寺三
	河瀬	河瀬(六七)	二二	後家一、寺一
平野喜左衛門	栗須	栗須(六八)	三九	庄屋一、あるき一、寺一、山め三、隠居三、百姓下人四
	西原	西原(七〇)	三	庄屋一、あるき一、寺三、山め三、隠居三、百姓下人四
	矢之川	矢之川(七一)	一一	庄屋一、かたわ物一、本役人一
	丸山	丸山(七二)	一一	庄屋一、あるき一、後家四、百姓下人一、役人四
	大くるす	大くるす(七三)	一一	庄屋・ありき二、寺一、こしぬけおかし一、役人七
	小くるす	小くるす(七四)	二二	庄屋・ありき二、おかし二、寺一、うは五、役人二二
	いたや	いたや(七五)	二六	寺二、庄屋・ありき二、めくら一、役人一八
	きつ路	きつ路(七六)	一一	庄屋・ありき二、うは二、やくにた、すおかし二、寺一、役人一九
	ゆの口	ゆの口(七七)	三二	庄屋・ありき二、寺一、うは二、役人六
	俱生屋	俱生屋(八〇)	一九	庄屋・ありき二、寺一、おかし五、うは三、めくら一、役人二〇
石黒半兵衛	神木	神木(八二)	八一	寺一、後家二、
山田平左衛門	神木	神木(八二)	八一	庄屋・ありき二、後家・うは二一、おかし六、下人二、寺六、定有人四四
浅野加左衛門	神木	神木(八二)	八一	うは・後家五、寺一
加治吉二郎	阿田和	阿田和(八四)	九二	うは・おかし四〇、下人五、寺六、奉公人一、かこ八、庄屋・肝煎四、面百姓二八
辻源右衛門	引作里	引作里(八五)	八	庄屋一、あるき一、寺一、うは二、本百姓三
生駒平兵衛	中立	中立(八六)	三三	庄屋一、ありき一、うは・おかし七、寺二、神主二、百姓内者五、本百姓一五
沖甚左衛門	井田	井田(八七)	三四	寺二、うは・後家・おかし二、ふちくい九、庄屋・ありき二
福田勘右衛門	神内	神内(八八)	(五六)	内二二定有物(史料不完全のため内容不明)
山田平左衛門	鶺鴒野	鶺鴒野(八九)	八二	寺三、ねき一、かち一、こんや一、下人七、庄屋・ありき二、おじ五、うは・後家・みこ二四、有物三八
石原勘兵衛	やうじ	やうじ(九一)	四三	庄屋一、ありき二、寺一、うは・やまめ一二、みこ一、百姓使者九、役人一七
坂口清兵衛	和氣	和氣(九二)	九二	庄屋一、ありき一、百姓使者一五、うは・こけい・おふち一二、寺五、渡しもり一、大工三、かわた一、役人五三
近藤九左衛門	浅利	浅利(九三)	八三	後家六、いんきよ八、百姓下人八、庄屋二、川舟かこ一、役人五八
木村甚藏	桐原	桐原(九五)	九八	庄屋・ありき二、寺四、後家・うは七、いんきよ・おかし一五、百姓下人二五、御公事
佐々理右衛門	桐原	桐原(九五)	九八	役家四五
小河久助	平尾井	平尾井(九七)	七二	うは・おかし・後家一二、明家二、寺二、庄屋一、百姓下人三、ありき一、庄屋下人一
長田衛門太郎	大里	大里(九九)	二二八	庄屋二、ありき二、かち一、おかし・おかし二、寺一、主持一三、後家・うは一〇、いんきよ三、めくら・こせ・かたわ物八、役家七六
	鯛田	鯛田(一〇一)	三七	庄屋一、ありき一、寺三、舟頭二、隠居三、主もち三、うは四、座頭一、役家一九

第五表 先高、慶長期村高比較表

村名(檢地帳番號)	先高又は前之高(石)		慶長村高(石)	
	(A)	(B)	(A)	(B)
屋口村 (一四)	前之高	一〇四、八四九	二四	(A)
引本村 (一五)	〃	二四、九七九	一八	
粉本村 (一六)	〃	三六、六八四	三四	
小山村 (一七)	〃	一八、四三三	四四	
便山村 (一八)	〃	九、六九六	四三	
下喜松村 (一九)	〃	四、六九〇	二七	
二喜松村 (二〇)	〃	一〇五、七六〇	一五	
寺喜谷村 (二一)	〃	四六、七六〇	三〇	
須賀利村 (二二)	先高	七、八三三	一三	
佐渡村 (二三)	〃	一六、一五四	一三	
上里村 (二四)	〃	三九、一七六	一・一	
神山村 (二五)	〃	二七、六五三	一・二	

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

が多分に反映されたものである事はむしろ當然であろう。従つて又、視野を更に擴げて、これらの檢地役人の個人的差異を總括して出された處の總平均石盛——この場合田一・二五石、畑〇・九四石と云う數字——も亦同様である。これを以つてこの地が生産力の高い地方であつたとなし得るであらうか。これは檢地の最高の施行者たる淺野氏の存在形態によつても規制されるからである。従つて檢地帳を通じての土地生産力の評價は數字通りに簡單に受取れず、周圍の諸條件を十分吟味する必要がある。

〔先高〕 これらの檢地帳の中には、慶長檢地以前において定められた村高について記すものがある。即ち、林次郎右衛門が檢地役人である諸村は、表紙に前之高として、加治彦十郎の場合には表紙裏

に貼紙で先高として記している。後者の中、若干のものは貼紙が脱落し明らかにし得ないが、割印の痕跡から曾つては書かれていた事が確認される。又、堀田興三の場合にも先高を記すものが見られるがこれはすべてではない。ともかく原本に先高及び前之高を記すものは十一カ村であり、寫本の一カ村を加えて十二カ村が慶長六年以後の村高と比較し得るのである。この先高、或いは前之高が一體何年の調査によるものか、又兩者が同じものであるか否かについては全く知り得ない。しかし第五表に見る如く各村の比較において慶長六年以後の村高との差異は全く不定であるところから、これらの高がいずれも慶長六年の檢地を基としたものでない事は事實である。既に述べた如く、紀州には天正十三年に檢地が施行された形跡があるから、恐らくはその時の村高であろう。第五表に見る如く、この十二カ村については何れも村高を増して居り四倍以上の高を打ち出した村も見出されるのである。

そして右に見出されるような村高の増加は、檢地直前における慶長三年の紀伊一國の石高二四萬三千五百五十石を、十年の高野山領を除く淺野氏の領地のみで三十七萬四千石餘へと増加させる事となつた。

〔耕地形態〕 最後に耕地形態についてみよう。耕地形態の問題は單に農業の技術的發展の問題としてのみではなく、それと結びついた社會的諸關係と共に經濟史上において重要な意味を持つ。それは具體的には次の三つの事項に類別されるであろう。第一は一筆當り

の耕地面積、第二にその形状、第三は耕作者との關係、即ち、一人の耕作する土地が分散的であるか集中的であるかと言う事である。この内、第三については、檢地帳に名請されている者が何であるか、又、檢地帳に小字として示されている地名が村落の何處にあるかが解明されている事を前提とする。その限り、これは最も重要な問題であるに拘らず、解明は最も困難なのである。紀州檢地帳の場合もこの前提についての手がかりは殆んど得られなかつた。従つてこれについても割愛せざるを得ないのである。それ故、本稿では比較的簡單に知り得る第一の耕地面積について若干觸れるにとどめ、その餘は第二の事項と共に後日に譲りたいと思ふ。

紀州のこの地方は平野に乏しい沿岸村か山村が多い關係上、一筆當りの耕地面積は他と比較して零細である事が豫想される。第六表(次頁)は地形上、山間部、沿岸部、河川沿いの平坦部の三つについてそれぞれ代表を選び、田畑品位別に面積を示したものである。即ち第一の馬瀬村他七ヶ村は北部の船津川、銚子川下流に位置する平坦部で平均石盛の高い農村地帯であり、第二の大曾瀬村以下三ヶ村は石盛低く、村高に比して家数の多い沿岸村落、第三の大俣村以下は北山地方の平坦部に乏しい山村をそれぞれ代表するものである。この表から歸結されるのは、沿岸部においては一筆毎の面積は非常に零細で、田一・六畝、畑〇・九畝と言う状態である事、平坦部、山間部においては田四畝、畑二・五畝となつて居り、これも又かなりの零細性を示している事である。これらの平均面積は、表に見る如く村によつて相當の差異を示している。たとえば小坂村の上田、便山村の下田は何れも一反を超えているが、これは筆数が少い

ため、例外が表示されたにすぎない。この點を考慮すれば、各村とも同一地域においては比較的同一面積を示していると言えよう。さてこの様な田四畝、畑二・五畝という一筆平均の面積は、慶長期の他地方に比して如何であろうか。この解答は残念乍ら今日では得られぬようである。地域性を考慮に入れた各地の筆毎の平均面積は現在殆んど明らかになされていまいやうである。ここでは以上の如き一地方的な觀察以上には出られなかつた。

以上述べて来たように、檢地帳の名請關係を確定し得ぬ場合、通例行われて來て居るような檢地帳利用の方法は甚だ危険であり、その場合むしろ明らかにすべきは土地そのものの形状如何と言う問題に限られるのではあるまいか。そして又、この問題は、檢地帳が果して謂われるところの土地と農民との關係を十分に反映しているのか否かの點について、もう一度反省されねばならぬと言ふ事を物語るものである。それよりもむしろ檢地帳が、田畑の實測——勿論當時における技術的水準により制約されたものであつたにせよ——によつて求められた一筆毎の土地調査、村高の檢出にあつた點に著目すべきではなからうか。この事は勿論檢地そのものの史的評價を何等低くするものではない。確かに領主側の意圖した處は、檢地條令に見られる如く、一筆一作人の作職の確定と、自己による土地を通じでの農民の直結的支配にあつたと考ふる事はできる。しかしその場合、領主農民間に位置する村落、家族と言つた中間項を全く無視する事はできず、檢地帳に現われた結果はそう言つた現實の諸關係によつて規制されたものとならざるを得ない。従つて、村落構造や家族構成の解明の必要が叫ばれるのであるが、檢地帳から村落構

第六表 一筆當り耕地面積(單位畝)

地域 區分	村名(檢地帳番號)																						
	馬瀬村(七)	河内村(八)	上里村(九)	中里村(一〇)	舟津村(一一)	粉本村(一二)	小山村(一三)	便山村(一四)	以上平均	大曾瀬村(一五)	行野村(一六)	九鬼村(一七)	早田村(一八)	以上平均	大俣村(一九)	小坂村(二〇)	小坂村(二一)	佐渡村(二二)	野口村(二三)	神山村(二四)	以上平均	總平均	
上々田																							
上田																							
中田																							
下田																							
下々田																							
田平均																							
上々畑																							
上畑																							
中畑																							
下畑																							
下々畑																							
切畑																							
畑平均																							

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

造を直ちに結論する事は、史料批判を無視した假説以上には出ないものであるとさえ言い得るのである。

(註一) 茶、一斤につき八升。桑、一束につき一升。紙、二束につき二升。漆、一〇匁につき六升五合。

(註二) 大俣村(四六)	加治彦十郎	一・三七石
小俣村(四七)	近藤平十郎	一・二六石
小坂村(四八)	植田三介	一・二〇石
佐渡村(四九)	加治彦十郎	一・二〇石
野口村(五〇)	新保角大夫	一・三一石
神山村(五一)	堀田與三	一・三〇石
和田村(五二)	松原左平次	一・四七石
寺谷村(五三)	林次郎右衛門	一・四六石
もゝさき村(五四)	恒川久左衛門	一・五〇石
大井谷村(五五)	嶋彦右衛門	一・二二石
赤倉村(五七)	和田五郎右衛門	一・一九石
尾川村(五八)	〃	一・三一石

(註三) 『大日本租税志』中篇、二七〇—四頁所收の各國別の慶長三年検地目録より。

五 分析(二)——農民關係

検地の第一の目的とする處が、領内における土地生産力の把握にあつたことは何人と雖も疑う餘地がない。しかし近世初期において封建領主による領域の支配がこの検地の施行のみによつて達成され

たか否かについてはなお問題を残している。即ち、土地に對する支配權の確立が検地を通じてなされるのならば、農民に對する人的支配の確立が何等かの形で行われねばならなかつた。領主による農民的支配に對して見出される形態は、置かれた歴史的、社會的諸條件によつて決して一樣ではない。それは、一方では領主の必要とする農民支配の型によつて、他方では農民の存在形態によつて規定されるものである。ここで史料に基く實證的考察に入る前に、近世初期における領主が如何なる農民支配を必要としたかについて若干考へて見よう。

近世初期の我が國において、既に政治的には大名として知行地の一圓領主權を興えられた封建領主が、配下の農民を直接使役して耕作する所謂直營地經營は存在しなかつたとみてよい。尤も彼等の殆んどすべては系譜的には在地領主と呼ばれる土豪層を出自としているから、直營地の經營を全く放棄したのはそれ程遠い昔ではなかつたし、場合によつては、極めて遅くまでそのような經營が續けられていたかも知れない。しかし、今考察せんとする時期においては、領主による直營地農業は既に存在せず、地主手作と呼ばれる直營農業は、身分的には農民相互間における關係であつた。この事から、近世初期における領主の農民把握は、自己の直營地經營に充當すべき賦役勞働力の確保と言ふ目的に沿つて求められるものではなかつた。しかし、この事は、領主對農民の關係に直接の支配關係、即ち賦役關係一般の存在を否定するものではない。何故なら農民の賦役勞働が投せられるのは、そのような農業耕作のみとは限らないからである。特に戰國末期から近世初期にかけての時期には、農民の

賦役が既にその形態を變化させ、十分なる補給や輸送の上に成立するようになつていた戰爭、或いはその準備のために用いらねばならなかつた事は十分考へられよう。この他にこの時期に漸く盛になつた領主による諸々の土木工事、それに伴う物資運搬等の非農業部門における勞役の必要は増大しつゝあつたとみてよい。従つて、領主による賦役の徵發は、彼が領域の全面的な支配權を確立するに從い、むしろ従前より増加したともみられる。

最近における研究は、これらの賦役關係に基く「役家體制」を以つて近世初期の農民支配の形態としてゐる。即ち農民の内、領主に對する賦役關係を直接に有する「役」負擔者をもつて初期本百姓となすのである。この場合、その役負擔者を一般農民の内から選出して行く規準は何か、それは農民の土地保有とは如何なる關連を有するかが問題とされねばならない。

● 検地が土地の生産力把握のために施行され、作製されたものが検地帳であるとするならば、農民による賦役負擔能力を把握せんとした調査が當然見出さるべきである。即ち史料としては初期における人改帳、家改帳類がこの調査の結果を示すものであろう。その最も典型的な例は先日出版された肥後細川藩の「人畜家屋敷改帳」である。これは同藩による寛永十年(一六三三)の各村家別の人、家畜、家屋、持高等に關する詳細な調査であるが、細川氏が北九州地方の領主であつた慶長・元和年間にもその原型とみられる調査が行われ、その史料が最近發見された。その分析は近く公表されると聞か、この調査は後年の幕府の禁教上の必要から生じた宗門改系統の人別帳とは異り、領主の必要とする賦役を負擔し得る能力を有する

近世初期の検地と本百姓身分の形成

者(或いは家)が何程あるかと言ふ検地帳に對し検人帳とも稱すべき重要なものであつた。そしてこの場合においては検地を通じての土地生産力の把握と、人改を通じての賦役負擔能力の調査とが分離して行われたのであつた。しかし何れの場合においても兩者が分離して行われたとは限らない。紀州の場合には、人改は検地と並行して行われ、検地帳に記載されているのである。それは既に示した如く、検地帳末尾の家數改として現われている。本節ではその記載を通じて、この家數改の本質を探らんとするものである。

● 検地帳記載の様式が、擔當した検地役人の相違によつてかなり異なることは既に述べた如くである。この家數改の場合には、それはより明確に現われている。記載の最も簡単な例は加治彦十郎の行つた検地帳で、舟津村(一一)の場合を示すと、

「家數合五拾四間之内」

拾壹間	ぢい後家とも
貳間	そま
貳間	寺
三間	下人
壹間	ありき
壹間	庄屋

鵜渡野村(八九)、検地役人山田平左衛門

六九 (一四九)

「家數合八拾貳間内

三間ハ	寺
壹間ハ	ねぎ
壹間ハ	かぢ
壹間ハ	こんや
七間ハ	下人
貳間ハ	庄屋
五間ハ	ありき
貳拾四間ハ	おうじ
卅八間	うは後家
	ミこ共
	有物

神山村と鵜渡野村の場合を比較してみると、前者では家數の内容に特殊な身分を示すもののみを掲げるのに對し、後者においてはそれらを除外した残りの家數を「有物」として記載する點が異つてゐる。第七表（折込別表参照）は各檢地役人別に、この部分の記載を表示したものである。これにより、家數の内譯けを全く記載しないのは、恒川久左衛門、加治彦十郎の檢地役人であつた十カ村の檢地帳で、松原左平次、林次郎右衛門、嶋彦右衛門、矢野九郎右衛門、石黒半兵衛、加治吉二郎等は比較的簡単な記載をしてゐる。是に對して近藤平十郎、植田三介、足助久市郎、和田五郎右衛門、平野喜左衛門、長田衛門太郎等十八人の檢地役人の場合には、村の全家數から一定の除外數を引き、残りをそれぞれの名稱（第七表に太字で示す）で示している最も完全な記載様式であり、他の場合には前者と後者との中間であることが判る。

さてこの家數内容は何を示すものであろうか。まず各檢地帳に見

られる「家數合何間」の家數から見て行こう。これは一見して直ちに檢地帳に登録された屋敷地の數であることが判る。實際僅かの例外を除いては、その數は全く合致するのである。例外は明屋敷を家數に算入せざる場合に生ずるが、これは別段檢地帳の屋敷數に家數となす事の妨げとはならない。従つてたとい三步の居屋敷たりと雖も、その名請人の如何——それが下人であらうと、後家であらうと——を問はず等しく一戸の家として數えられてゐるのである。そしてこの點にのみ檢地と、家を以つてその單位となす領主の人的支配のつながりが存在するのである。それ故「家」は屋敷地以外の土地の名請とは一切關係を持たない。田畑において如何に多くの面積の名請人として登録されている者でも、屋敷地の名請人たらざる限りは「家」としては認められてゐないのである。

このように「家」として認められた屋敷地の名請人は、第七表に見る如く種々なる名稱で呼ばれる内容に分れる。しかし、ここで最も重要なのはこの家數改が、單にそう言つた村の全家數地名請人數を示し、その内譯を示したと言つたものではなく、第七表に太字で示した役の負擔者としての農民を規定し、その數に基いて各村の賦役負擔能力を測定せんとしたものであつた事である。それはある場合には明白に、檢地帳上に「何間」として示される場合もあつた。しかし檢地役人によつては、少くもこの檢地帳にその數を示さなかつたものもある。この事は一見してこの檢地目的が字義通りの土地に關係する調査のみであつたかの如くに考えさせる——實際若し我々がそのような記載をする檢地帳のみを與えられたならば、結論はそのようであつたかも知れない——のであるが、注意すべきは、

家數の内譯を如何に簡単に記す場合でも、この役負擔者數は、檢地帳の屋敷地の名請記載から算定可能なのである。^(註五)

ではまず、調査の直接の目的となつた役負擔者からみよう。この名稱は、第七表に見る如く、檢地役人によつて異つてゐる。それらは、役人・役家・本家・本役人・御公事役家・定有物・定有物・有物・百姓・面百姓・本百姓と言ふ如く多様な名稱を有してゐる。これらがそれぞれ別の村の地域的な呼稱でなかつた事は、第七表により明らかである。即ち同一の檢地役人の檢地帳は殆んど同一の名稱を用いて居り、村の位置には無關係である。従つて、これらが、村の全家數の内からある除外すべきものを引去つた残りのものの異稱である事が認められるのである。それは或る場合には「役人」として呼ぶ、又ある場合には「御公事役家」として、又「本百姓」として呼ばれる場合すらあつた。これらはすべて先に述べた領主に對する賦役の負擔者として認定された者である。その事は逆にこの様な役負擔者として認定されなかつた者の内容を検討する事によつてより明確にし得る。

第七表に見るこれらの除外者は次の如くである。

- (A) 庄屋・肝煎・ありき（又はあるき）。
- (B) ねぎ・神主・寺・善門・山伏・みこ・かねたゞき。
- (C) かぢ屋・そま・大工・紺屋・かこ・渡守・舟頭。
- (D) 後家・うば・いんきよ・おうじ・ぢい・やまめ・祖母。
- (E) 下人・抱者・ふちくい・百姓使者・百姓内者・主持。
- (F) 座頭・こしぬけ・めくら・かたわ物・腰引。
- (G) おか・かぢけ・おか引。

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

(四) 明家・失人。

これらの除外者は次の様にはば八つの系統に分けることができる。

(A)は村政の擔當者であり、(B)は宗教的關係から、(C)は特殊な職業を有する技能者として除外された。即ちこれらはそれぞれの身分を保證する事において領主と直接の賦役關係に立つ事を必要としなかつた者である。これに對し(D)は女子・老人・隱居である事により、(E)は村落内部での隷屬農民たるが故に、(F)は身體障害者として、何れも領主の必要とする賦役に役立ち得ぬがために除外されたものである。(G)は具體的な内容を知り得ないが、(H)が除外されるのは當然である。この様に除外者にも(A)及び(C)の領主と直接の賦役關係は有しないが、別の形態によつて、即ち或る者へは村落行政の擔當者として支配の末端たる位置を與え又或る者へは特殊の技能者として單なる賦役労働の代りにその職業に基いた負擔を賦課する事によつて矢張り領主と直接の關係を有する身分と、(B)の如く宗教上の理由から形成された身分、(D)(E)の如く、「役にたゞず」として家數の内から算入するにとどめ、直接の關係から除外してしまふ者の三通りがあつた事が判明した。そしてこれらの三身分の者は、それぞれの理由に従つて役の負擔者とはならない。賦役負擔者はこれらの身分を除いた残りの者即ち、村政擔當者ではなく、寺社關係でもなく、又特別の職業を有せざる、戸主が老人、女子ではなく、下人等の隷屬農民ではなく、且つ賦役負擔能力のない不具者ではない處の農民なのである。従つて、彼等は、經濟的にはある限度以上の、即ち檢地帳に下人として登録されぬ程度において、獨立農民である必要があつた。その限りにおいて、彼等の經濟的基礎は土地保有の上に實質的

に反映される。従つて、檢地帳上の田畑の名請の上にも反映はするが、それは實質的にそうなるのであつて、制度的に規定されたものではない。彼の檢地帳上の十分なる條件は、屋敷地の名請人たる事であつた。従つてここに規定される役の負擔者は、經濟的な基礎を有してはいるが、右に見た様な理由によつて規定された社會的身分なのである。

この様な賦役負擔者を、我々は檢地役人生駒平兵衛に倣つて初期「本百姓」と呼ぼう。彼等は或る場合には「御公事役家」と言う中世的な名稱で呼ばれる事もあつたが、この様な名稱は差し當り大きな問題とはならない。それらは實際には全く同一の内容を示すものであるから。従つてここで初期本百姓として規定された者が、實際に如何なる領主に對し賦役關係に立つていたかについて考察を進めて行く事とする。

彼等は先に述べた如く、直接に領主と賦役關係を有する。しかしこの場合「直接に」とは初期本百姓自身が個人的に領主と關係する事を意味しない。領主と彼等の中間には「村」が存在した。彼等は領主に對しては、各村々における抽象的な數としてしか關係を持っていない。即ち、實際に賦役が課せられる場合、領主は某村の某に直接命ずるような事はしなかつた。村からの賦役負擔が假に本百姓數に應じてなされる場合も、村落内部におけるその分擔が如何なる形態でなされるかは何等規定されていないのである。従つて、正確にはむしろ彼等は村を通じて、その村の賦役負擔能力の數的な表現として關係するのである。

同様な事は、このような種々の身分規定において「家」と「人」

との混用にも見出される。檢地帳に記載された諸名稱はいずれも家數の内譯であるが、通例「一聞」として示されるのに對し「一人」として示される場合もある。しかし人で示される場合、これがその「家」の戸主と考えられる者を指す事は言をまたない。その故不具者何人と言う記載は、その村の現實の不具者の數を示すものではなく、戸主たる者の内の不具者の數なのである。従つて紀州の場合「家」と「人」とは混用されてはいるが、後者が「家」の戸主を示すところから結局は「家」を單位とする捉え方であつた事が判る。故に賦役の負擔は嚴密には對人的ではなくて、對家的に定められたと言ふべきであつた。それ故にこそ、賦役負擔能力の測定が、屋敷地の名請人たる事を最低の十分條件として、従つて檢地と同時に施行され且つ同一の帳面に記載される可能性を持つた。初期においては人別改よりは家改が一般的に見られるものもこの様な理由による。しかしこの様な捉え方は負擔能力を正確には示さないし、その目的には極めて不完全なものである。そこで家改を合目的に徹底した人別改が行われ、年齢による賦役負擔能力者數の算定が行われるようになる場合もある。

しかし紀州の場合その様な傾向は見出されない。むしろ賦役負擔の實際は異つた方向へ進んだ。慶長六年、淺野氏が檢地と並んでこの様な賦役負擔能力の測定を行つたのは、賦役の實際上の必要に應じてか、或いはそれを感じてであつたと思われる。この事は、賦役の主として殺せられる戦争、具體的には慶長三年に漸く終了した朝鮮役、五年の關ヶ原役等がそれ程遠くない時の事件であつた事から當然歸結される事柄である。しかし、現實には、關ヶ原役を以つ

て一應國內戦は終了し、又秀吉の死後と共に外征も解消した。従つて領主は實際上賦役徵發を行う理由を失つたのである。この事は、賦役負擔能力を、村における抽象化された數として算定した事と相互に規定し合つてその數をあたかも土地生産力に村高と同じ様に、一つの規準となし、一定率の現物、貨幣を以つて代納する方向へと進ませたのである。たとえば加子役の米納化について、慶長十六年(一六一一)における次の如き興味深い史料を見出し得る。

- 「慶長十六年八月十八日
加太浦より錦浦迄加子米宛帳
一、三十七人 衣奈浦
此米四十四石四斗 納升
一、八人 横濱浦 同斷
此米九石六斗 網代浦 同斷
一、十人 此米十二石 比井浦 同斷
一、八十四人(前改帳面九十人) 此米百石八斗 同斷
加太浦より比井浦迄 有加子
合二千二十七人
納升米合二千四百三十二石四斗
但一人に付一石二斗
慶長十六年八月十八日 植木小右衛門
日高より錦迄の加子米

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

- そのよし原
一、五十人(先高四十人) 納升
此米六十石 名屋浦 同斷
一、十人 此米十二石 北屋屋浦 同斷
一、六十七人(先高四十人) 内四十七人南 北屋屋浦 同斷
此米八十石四斗 印南浦 同斷
一、百二十五人(先高百十人) 此米百五十石 南部浦 同斷
一、二十七人(先高二十三人) 比井より錦迄 有加子
此米三十二石四斗 同斷
合千九百六十八人半 有加子
納升米合二千三百六十二石二斗
但一人に付一石二斗 植木小右衛門
慶長十六年八月十六日 有加子之分
二口合三千九百九十五人半
有米納升
二口合四千七百九十四石六斗
但一人一石二斗宛

この史料は各村に對する加子役の宛帳である。そしてその賦課が、各村(浦)の加子數を單位とし、これに一人當り一石二斗といふ換算をして米の石高で行われている。これは宛帳であるから實際

にすべて米納したか否かは知り得ないが、慶長檢地以後十年にして、役負擔が實際には現物納化する可能性のあつた事を示すのである。更に又この貨幣納化への方向もあつた事は、元和元年(一六一五)の淺野氏定書(註九)の規定にも見出されるのである。便宜上全文を擧げる。

「定

一 和哥山より熊野すち伊勢さかひまでをくり船申付印判路次筋のもの見しり行ために遣置候間、印判在之と申候共所々のものに見せ不申候は送船一切出間敷候、田邊新宮も右之印判しら番ニをし、それに書付候て遣置候條和哥山熊野上下共ニ印判無之に船出し候は其出候船主加子はたものにかくへく候、右之印判於有之者夜中によらず可被出候、少も油斷仕にをるては所之庄屋可爲曲事

一 我等留守之時は左衛門佐右近大夫印判にて町送可仕事

一 於紀州浦船をんする儀在之者其所にて馳走可仕候、自然背此旨荷物以下少成共取ちらし候は以來開出し次第其者之儀は不及申所之肝煎可被成敗事

一 和哥山熊野上下之路次にて非分之儀申もの之候はうけ引仕間敷候、とよかざるもの有之にをいてへをさへ置和哥山田邊新宮並其年寄代官方へ可申來事

一加子米之銀子すさ見よりにしき迄之間新宮にて右近大夫如定候新宮にかねかけに判をさせ出し可申候、若米にて出し度と申もの有之は米にて出し可申候事

一とこ錢之儀百文ノ代ニ銀子貳匁宛かねかけニ判をさせ出し可申

が明らかにならねばならない。これを直ちに慶長六年の檢地帳に記載された各村の役負擔者(初期本百姓の數となす事は聊か早計に失する。残念ながらこの史料が日高郡沿岸村の内譯を記すのみであるので兩者の關係は斷定し得ないのであるが、少くも次の事から、この史料に現われた加子人數は、慶長六年から十六年迄の間に行われた別個の調査によるものである事を想定させる。

先ず、比井浦等五カ村にみられる先高何人、或いは前改帳何人と言ふ記載である。これが慶長十六年以前の調査による數値である事は明らかであるが、それが慶長六年の檢地を指すものか、或いは牟婁郡檢地帳にも見られた先高、前之高等の記載と關連を有するものかについて決定的な解答は保留せねばならぬ。第二は、「半」についての記載である。牟婁郡檢地帳の原本には初期本百姓はすべて役人であり、半役なるものは見出されない。しかし紀州において、その後本役・半役・無役等の身分構成が成立し、漁村においては加子米の負擔がその規定となつていた。従つて何年かには本役に對する半役が成立した事は確實であるが、それが慶長檢地帳に迄は遡り得ない事は、檢地帳の原本には半役に關する記載を一切缺く事から推察し得るのである。ここに原本と斷つたのは幕末の寫本である小船村(九〇)の場合、家數二十三軒の内譯として、本役十三軒、庄屋あるき二軒、寺一軒、半役七軒とあり、半役の存在を認め得る如き記載をしてゐる。しかし、これは他に見られぬ軒の使用から見ても、又同じ檢地役人(佐々理右衛門)の行つた他の檢地帳には全く見られない事から、これは寫本としての記載であつて、原本には書かれなかつたものと見るべきである。従つて、慶長檢地帳では半役はな

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

事

一 江戸駿河其外いつかたへ加子遣候共其奉行之手形を取候て加子米ニ次可申事

一 船並加子申付候儀有之者右之印判可遣候間判印無之において申付候は其者之儀は不及申所之庄屋可爲曲事

一 けむり役之儀壹錢も出し申間敷候、忽而加子米之外は何ニても出間敷候、自然所之もの奉行と一所ニ成候は非分之事ニて本人之儀は不及申庄屋共可爲曲事

右堅可相守所如件

元和元年十一月十一日

長 晟 團

右文書から知る限り、沿岸村落における加子役の重要性が大きかつた事、そしてこの時期には既にその現物納或いは貨幣納の傾向すら見出されるのである。又實際に加子役を徵發された場合には、その分を米納すべき加子米から差引く事を定めていたのである。

又、場所を異にするが、近くの志摩においても同様にこの時期に加子役(水主役)の米納化の事實を窺い得る。これについては既に別稿で述べたが、九鬼大隅守の時代に「水主多ク被召連百姓共迷惑仕候ニ付、水主米と申米差上ッ申候而水主遣御赦免」になつたと言われている。九鬼大隅守は戰國の武將であり、加子を多く使役したのは恐らくは朝鮮遠征の時のことと思われる。

これらの諸史料から、沿岸村における主要賦役であつた加子役の重要性とその賦課における變化の方向を見出し得た。しかし、第一に擧げた慶長十六年の紀州各浦に對する加子米の宛帳にはなお多くの問題を殘している。まず第一は、各村の加子人數が何かと言ふ事

つたものとみられる以上、慶長十六年の史料に半の記載の見出される事は、そこに記載された加子人數が慶長六年の檢地帳による調査によるものではなく、それ以後別個になされた調査によるものと考えられる譯である。とすれば、第一の先高、或いは前之改が慶長六年の檢地帳を指すとも考えられて來る。

第三は、日高郡の村々の内名屋浦における慶長六年の檢地帳の末尾の記載が明らかである處から、兩年の役人數を比較してみる事ができる。記載は次の如くである。

家數貳拾壹間

貳家 寺道場

貳家 庄屋

貳家 へや

六家 下人

残り九人 役人

即ちこの記載によれば、役の負擔者は九人であり、十年後の宛帳の名屋浦十人という記載と一人の差を生ずる。これがそれ程かけ離れた數字でない處から、兩年の間に役人數の調査が行われたとする見方を有力ならしめるのである。

このように「役」負擔者の數は、決して慶長六年の檢地帳によつて固定されたものではなかつた。むしろその數を増加させ、負擔能力をより正確に捉えるためには、領主は屢々調査を行う必要があつた。しかしその際と雖も、慶長檢地帳に見られる屋敷地の數との關係は變らなかつた。たとえば次の如き史料はこの事を物語つてい

「日高郡名屋村加子役米拾貳石分申ノ年大水に家屋敷不殘流候に付而百姓共那屋村に居主不罷成同郡蘭村へ參小屋掛仕御訴訟申上候付而右之加子役拾貳石分御赦免被成候、然共何方をも見立新田なども可開發所於有之者此方へ申理在所迄も取立候様に可仕候已上
元和七年酉
彦九兵衛 御判
安帶 刀 御判
七月廿七日
水出雲 御判
那屋村百姓中」

これによつて、流失したこの村の全屋敷地が加子役米十二石分であつた事、そして屋敷地の喪失が加子役の免除と直接結びついてた事が判る。先に見た様に慶長十六年におけるこの村の加子米は十二石、人数は十人であつたから、元和七年に至る十年間に變化をみ

なかつたと言へる。
再び檢地帳に戻ろう。今迄述べて来たように、役負擔が、周囲の
状態から直ちに米納、貨幣納化される傾向を持ち、又その規準とな
るべき加子人数の調査が改められたとは言へ、慶長六年の檢地帳に
みられる本百姓身分の設定が何を目標としたものかは最早明白とな
つた。土地に對しては村高が設定されそれと並んで農民に對しては
役負擔者としての本百姓数の設定が行われた。従つて「村」の數的
表現は單に村高のみではなく百姓數としてもとられている。野口村
(五〇)の檢地帳に、「先高卅壹石一斗五升佐渡村へ入、又三石と百
姓貳人、神ノ山村へ入也、合卅四石一斗五升兩村ニ入」(傍點引用者)
と言ふ記載の見出される事は、檢地に際して村域の變更が行われた
場合、移動するのは單に高のみではなく、百姓數も含まれた事を示

している。

このように初期本百姓は檢地帳に示される名請人でもなく、又屋敷地の名請人全部でもないため、その數は少いのである。既に第二表で見た如く、檢地帳の全名請人の内、五割乃至六割が屋敷地の名請人として登録されている事が判明した。初期本百姓はこの屋敷地名請人の内更に賦役の非負擔者を除いた残りである。第七表の内、明確に初期本百姓の數を示す村を合計すれば、家數總數一八一五に對し、その數は八八四であり五割以下となる。従つて總じて檢地帳の名請人の内、初期本百姓は三割以下にすぎない。彼等は屋敷地の所持者であり、又實質的には隷屬農民ではなかつたから田畑についても所持する場合は殆んどである。その限りにおいては彼等に所謂高持百姓たる資格を與える事は認められる。しかし、本百姓身分の最終的決定はそう言つた持高とは無關係であつたから、初期本百姓は高持百姓と言ふ關係は當然否定される事になる。最近の研究が示す如く、それは全くの社會的身分であつて、後の持高によつて支えられた本百姓(以下近世本百姓と稱する)とは全く異なる内容のものである事を強調したい。

(註一) これらの賦役の諸形態については、中村吉治『近世初期農政史研究』六〇二頁以下参照。

(註二) 東京大學史料編纂所編『肥後藩人畜改帳』全五冊(大日本近世史料)。

(註三) これについては近く所三男氏の「近世初期の百姓本役」が發表される豫定であると聞く。

(註四) 林次郎右衛門の場合、家數の内譯は檢地帳の末尾に記されず、表紙に書かれていた點が他と異なる。

(註五) たとえば植田三介の行つた檢地帳は家數内譯を最も簡單に記すのみである。しかし、屋敷地の名請人をみると、便山村(一八)の場合、次の如くである。

「甚六郎、新九郎後家、左衛門二郎おじ、才六、甚九郎、伊勢やのうば、彌七郎、小三郎夫人、源十郎後家、源左衛門、才二郎、ほうせん庵、三藏後家、甚左衛門、兵部、彦三郎後家、彦八郎、庄屋甚介」

我々はこゝからこの村の家數を、「家數合十八間、内庄屋一間、寺一間、後家四間、うば一間、おじ一間、夫人明屋敷一間、残り役人九間」と算定し得るのである。

(註六) 公事役家については永島福太郎氏の「公事家考——『家』を中心とする村落構造の一研究」(史學雜誌六三ノ三所收)参照。同氏の考察の對象となつたのは、紀州、大和等の山間部である事は興味深い。氏は「公事家といふ名稱にあまり捉はれる必要はない」とされ、單に名稱として残つた事と、實質的な内容を區別する必要を説かれるが、筆者も同感である。従つて、近世初期本百姓をその名稱から中世公事役家の延長として考へる事はできないであらう。それ〴〵を規定する條件や、賦役内容を考察し、兩者の關連——或いは非關連を明らかにせねばならない。

(註七) たとえば肥後藩の寛永十年人畜改帳、阿波藩の棟附帳をみよ。

(註八) 『和歌山縣日高郡誌』六六八—九頁所收。なおこれが日高郡近世初期の檢地と本百姓身分の形成

關係の一部のみの抜書であるのか、又史料原本が既に抜萃したものであるのかは不明である。

(註九) 三重縣熊野市(舊南牟婁郡本木町)市役所所藏文書。

(註一〇) 拙稿「村明細帳を通じてみた近世中期の一漁村——志摩國英虞郡船越村」(三田學會雜誌第四十七卷第七號所收)。

(註一一) これについては別の機會に詳しく述べる豫定であるが、一例を挙げれば牟婁郡須賀利浦の文化年間の加子米割帳をみると、一戸當りの加子銀負擔額は、一年につき本役十五匁、半役七匁五分、二分半役三匁七分五厘となつてゐるのである。

(註一二) 森彦太郎編『紀州文獻日高近世史料』所收の「名屋浦鑑」より。なおこの史料は編者によれば名屋浦庄屋の代々の記録であるから、檢地帳原本のそのまゝの記載であるか否かについてはその點を考慮すべきであらう。檢地役人は多胡助左衛門であつた。

(註一三) 前掲書所收前掲史料より。なお元和七年は既に淺野氏廣島移封の後であり、領主は徳川頼宣になつてゐた事に留意すべきである。

六 結語——近世初期における領主と農民

以上の考察を通じて、慶長六年の紀州檢地帳から引き出し得る結論は大約次の如くである。この檢地は、領主である淺野氏の紀州入國直後に施行され、近世大名としての支配權確立の基礎となつたのである。その際、領主の把握せんとしたのは、第一に各村の耕地生産力の測定、その一村毎の量的表現である處の村高にあつた。そして、それぞれの耕地に對する農民の權利關係は、檢地帳上では從來

の重疊的な職權を廢して一耕地一作人の原則を貫徹せしめたかに見える。この事は紀州檢地帳に分附記載が一切見られない事からも推測し得るのであるが、それならば、各耕地の名請人が正確にその作人を示すものであるかと言え、これについての解答は保留せねばならないのである。何故ならば名請人をすべて獨立の、或いは獨立しつつある家族であるとするならば、その數は非常に多くなり、屋敷地の數に家數(領主によつて把握された)の二倍に達する。従つてその中には獨立せざる家族や、同一家族の異稱が含まれているのではないかと言ひ疑問さへも惹き起させるのであるが、何れにせよ慶長期における村落内部の家族構成が不明である限りこれらは推測の域を脱しない。しかしこの様に田畑の名請關係に不明確な點を残すのは、領主による田畑の土地生産力の把握が、村高の檢出に置かれ、各農民の持高なるものの檢出を直接の目的とはしていなかつた事によるものである。この限り、本來の檢地帳は領主―(村高)―村の系列における史料であり、村―(持高)―農民の系列に置かれる名寄帳とは異なるものである事を確認し得る。領主は村高に對し、一定率の租額を賦課するが、檢地帳の名請人に對し、名請された土地に對し直接に貢租を賦課しなかつた。従つて、極端に言えば、名請人の何たるかは領主の關知する處ではなかつたとさえもなし得る。しかし、これも亦妥當ではない。何故ならば、若し然りとすれば何故各筆毎の名請を記さねばならなかつたのか、その理由を失うからである。この問題の決定は今後における各地の實證的研究が進んだ後に下さるべきであらう。

さて領主の把握せんとした第二の對象は賦役負擔能力であつた。

藩的な史料の殘存する事、少くとも各檢地役人別に記載上の相違點を比較し得る程に檢地帳が存在する事が前提とされねばならない。現在明らかにされている地域的にまとまつて殘されている初期檢地帳は、天正十三年の土佐、同十七年の肥後、文祿三年の伊勢(元和以後の和歌山藩領のみ)、慶長六年の紀伊(牟婁郡東部のみ)、同七年の出雲等であるが、このような既存の藩政史料による分析が何よりも望まれる一方、村方のものもより廣範圍に互つて發掘され、利用される事が要求されるのである。

以上の如く、冒頭に示した檢地帳研究に對する筆者の疑問點は、それぞれ或る限界内において明らかにし得た。勿論當然より明確にすべくしてなし得なかつた部分もあるし、疑問は盡きないのであるが、得られた結果を基として、近世初期における領主對農民の關係、成立期における近世大名の權力構造の形態について筆者の見通しとも言うべき見解を述べ、結論としよう。

まず第一に、紀州における以上の如き領主對農民、土地の分離した關係は、どの程度にまで全國的に擴張して考へ得るかという點である。これは、檢地の行われた慶長六年と言ふ年の社會的背景と、領主たる淺野氏の置かれた條件を解明する事によつて、逆にその特殊性、地域性を止揚し得るのである。

淺野氏は近江の出身であり、戰國の諸大名の多くがそうであつたように畿内周邊の動亂の渦の中に次第に生長して行つた。そして終には秀吉の外戚として、彼の武力による全國平定の重要な脇臣となり、朝鮮遠征においても一軍の將として戦いの内に捲き込まれざるを得なかつた。關ヶ原役において彼が何故東國方につかねばならな

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

これは屋敷地の名請人を「家」として認定し、この中から直接賦役關係に立ち得る者を「本百姓」として規定し、その數をもつて負擔能力と斷定する事によつて算定された。紀州においては、それが檢地と並行して算定され、同じ檢地帳に記載されている點に特徴を有する。と言ふのも、屋敷地を高請地とし、これをも村高に編入したため、兩者は一つの過程において施行される可能性を持つたからである。そして第一の目的に對しては「村高」が對應したと同様な意味で、第二の目的に對しては「本百姓數」が對應した。

以上檢地帳を通じてこの檢地の本質的な二要素について概略を知ることを得た。この他、史料としての檢地帳について得たところを要約しよう。從來の檢地帳研究が、村方に殘存する散發的なものを基礎に行われて來た事は止むを得ない制約であつた。従つてその場合同一の領主による、同一地域の、同一年代の檢地がある基準に據つて行われた結果、殘された檢地帳は全く同一の記載様式を有するものである事を無批判的に前提し、そこからその檢地の性格、領主の權力構造を云々して來たのであつた。しかし紀州の場合見出された事實は、施行した檢地役人によつて記載の様式が非常に異り、又それが石盛や、土地品位の認定の上にも反映されていると言ふ事である。たとえば紀州檢地帳においても、一見してこの檢地の有する二面性―土地と農民の把握における分離―を掴み出し得るような記載をするものと、然らざるものがある。従つて若し我々が後者のもののみしか見出せなかつたならば、このような紀州檢地の二要素を結論する事は不可能であらう。それ故に、初期における檢地帳から遡及してその檢地の性格について論ずる場合、出來得れば全

かつたかはこの際問題とする必要はない。重要なのは、このように淺野氏が典型的な戰國の武將として終始した結果、領地の支配に際してもその性格が反映されると言ふ點である。淺野氏が入國した紀州は、天正十三年の秀吉の南征で既に中世的な領有關係を―幾つかの點で遺制として残しつつも―一應打破してあつた。しかし、特に遼遠の地である牟婁郡地方や、山間部には依然として無視し得ざる土豪の勢力の殘存していた事は事實である。檢地は一方においてはこのような土豪層を他の一般農民と同じく身分的には「本百姓」として規定し、直接賦役負擔能力者として算定し、他方においては土地の檢尺を改める事によつてその石高を増加させた。この際當然それら土豪層と妥協せねばならぬ面はあつたにせよ、ともかくもこの檢地を通して一圓知行權を持つた近世大名としての領主權を發現して行つたのである。この場合、先に述べた戰國武將としての性格、それに慶長六年という未だ戰國の餘燼が消えぬ時期からして、農民の支配は軍事的目的に必要な賦役關係を中軸として行われる。彼はそれ迄の自己の經驗―特に朝鮮遠征の影響は大きいであらう―から綜合的な軍勢力を保持するためには何よりもまず支配する農民の賦役を必要とする事を知つてゐる。しかし、領主の全く恣意的な要求で農民の賦役を徵集する事は期待し得ない。特に自己が移封された領主であり、領地との縁故的な關係は全くなかつたことと、戰國の動亂に被征服者として、或いは又關ヶ原役に敵對者として存在した處の土豪達の存在によつて、その事は全く不可能であつた。従つて彼のとるべき途は、一定の規程を設け、それに基いて賦役の徵發を行う事であつた。この規程が本百姓身分の設定であり、その

七九 (一五九)

合計によつて領主は確保し得る賦役負擔能力を知り得たのである。その場合、本百姓身分に編入される者は、何よりもまず家の戸主が戰爭を主とする賦役負擔に耐え得る者である事を要し、老人、女子、不具者は除かれる。次にある程度の獨立的存在であり、他人の隸屬者であつてはならない。このようにして村落構成の低位者は除外される。これに對して上位者の村政擔當者が除外されるのは、彼等の多くがそうであつたと考えられる土豪層への妥協であると同時に、村政擔當者としての地位を保證するものであつた。宗教關係者が除外されるのは當然であり、特殊技能者が除外されるのは、彼等を一般的賦役に用ふるよりは、その技能を保證し、その面でこれを利用して行く方が有效だからである。このように上限及び下限が除外された結果、本百姓身分を形成するのは以上のどの項にも含まれぬ一般的農民であつた事が知れよう。この極めて曖昧な表現で示された一般的農民とは、經濟的には自營農民ではあるが、それは十分なる條件にすぎない。従つて初期本百姓＝自營農民という關係は成立しない。ただ領主によるこのような本百姓身分設定の前提として、自營農民の一般的な形成がなければならぬし、その意味では身分的規定の基礎として、經濟的な規定を下す事は可能である。この點の考察は取扱つた史料上の制約から本稿では全く觸れ得なかつた最も重要な問題の一つである。

これらの點を考へて見ると、紀州檢地における領主支配の二面性をもたらしした條件は、決して紀州特有の條件ではない事が知られる。勿論量的な差はあつたにせよ、近世初期における大名の多くは戰國動亂の最中に生長して行つたのであるから、農民の支配における「役

家體制」、即ち初期における本百姓身分の形成は一般的に見られる形態であつたと言つてよい。このような形態が何年まで續くかは、その本來必要とした戰爭が大阪兩役を除いては全く終止し、所謂元和偃武の世となるのであるから比較的短命であつたと考へてよい。しかしその様な後年の條件を可逆的に慶長期に迄適用して考へる事はできない。慶長元和を戰國期の次に位置する時期として考へる事は現在の立場であつて、當時の觀點からすればなお、戰國期の延長であつた。特に本稿の對象となつた紀州檢地が慶長六年に施行されている事は、このような農民支配の形態をむしろ必然の事とした。

第二にこのようにして打出された本百姓身分の形成は如何なる意義を有するのと言ふ問題である。戰國期においてこそ領主の意圖の實現は、このような農民の身分的規定において可能であり、且つ又最も適合せる形態であつた。しかし、事實として、慶長以後においては動亂期は過ぎ去り、領主の必要とするのはこのような農民による直接の賦役ではなく、土地からの生産物にその比重を移すこととなつた。従つて近世初期におけるこの本百姓身分の形成も短期間の内にその本來の意義を失わねばならなかつた。しかしこの事は、このような身分形成の歴史的意義をも否定するものではない。本百姓はこの社會的身分から轉じて、やがて經濟的な、持高と結びついた近世本百姓へと變質して行くのであるが、この際にも社會的身分としての性格を強く残して行くのである。紀州藩における本役＝半役＝無役と言ふ農民身分の秩序は、變質したとは言へ、やはり初期における役負擔によつて規定された本百姓身分を系譜的に原型とし

て有している。従つて、近世中期以後においても、農村構造を經濟的な高持——水呑という關係からのみ律する事はできない。むしろ社會的な、初期における本百姓身分が、その後經濟的なものへ變化する際、本來の性格を如何に變化して行くかに考察が向けらるべきである。^(註三)初期においては領主は本百姓數の増大を欲するであろうが、やがて賦役そのものが不要となればそれ程の關心は持たなくなる。むしろ本百姓數の増大が、貢租生産者としての農民の經濟的能力の低下となる場合は分地制限を行う事によつてそれを制限せねばならぬ方向にさえ變る可能性を持つ。一方農民側としても、本百姓として領主により認定された事に對する何等かの代償を欲するし、又實際に入會地や用水の利用に關して有利な權利を獲得する方向を決定づけたとみられる。そして逆にこのような權利を固守する一方では、新しく經濟的に獨立する農民が増加し、そこに本百姓と非役負擔農民との間に半役と言つたものが形成される素地を作ることにもなつた。又初期の本百姓身分の規定條件は失われて行くから、それが土地の所持と言ふ經濟的條件によつて規定されるように變化するのである。このように時代の推移と共に、領主側も農民側も、い

わば戰國型の本百姓身分の變化を求めようになる。そして兩者の要求する處がある場合には合致し、ある場合には對立しつつ、相互規定的に近世的な村落構造を打ち出して行く事となつた。しかしその場合と雖も變化は急激になされたわけではなく、初期における社會的身分としての性格を強く残して行くのである。

こう言つた過程についても本稿では全く觸れ得なかつた。しかし、近世初期における檢地と本百姓身分形成は以上述べたような戦

近世初期の檢地と本百姓身分の形成

國大名の、近世大名への脱皮の過程に位置づける事によつて、封建社會成立の重要な一翼を擔うのであり、その歴史的意義は大きい。殘された問題も多く、殊にこの節で述べた内容は一つの見通しであつて、全く今後の研究によつて實證されねばならないのであるが、檢地帳研究に對して持つべき方向は見出し得たと考へる。

(註一) 管見の限り、全領域的な檢地帳を素材としてなされた研究は、決して多いとは言えず、しかもそれらのすべてが本文で示した様な制限を拂拭し得るとは考へられない。

(註二) 典型的にはこの様に簡略化し得るが實際はこの他にも七分役、二分半役等が存する村もあり複雑である。

(註三) 本論文の脱稿後、今井林太郎、八木哲治兩氏による『封建社會の農村構造』が公にされた。これは攝津の一農村を中心とした個別的な研究であるが、初期本百姓の近世本百姓への變質過程を史料によりかなり綿密に分析されている。筆者も教えられる處多かつたが、本稿の著述に當つては時間的關係からしてその成果を十分に取り入れ得なかつた。なお本誌に書評としてその内容を紹介し、筆者の考へを明らかにしておいた。